金融商品取引法における課徴金事例集～開示規制違反編～

平成26年8月

証券取引等監視委員会事務局

目　次

Ⅰ　はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １

Ⅱ　開示規制違反の傾向

１　課徴金納付命令勧告の傾向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３

２　開示規制違反の手法の傾向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９

Ⅲ　開示書類の虚偽記載に関する個別事例

１　売上高に関する虚偽記載・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

【事例１】架空売上の計上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

【事例２】架空売上の計上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

【事例３】架空売上の計上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

２　売上原価に関する虚偽記載・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

【事例４】リベートの過大計上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

３　販売費及び一般管理費に関する虚偽記載・・・・・・・・・・・・・・・ 26

【事例５】営業関係費等の過少計上・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

４　営業外利益に関する虚偽記載・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

【事例６】グループ会社を連結の範囲から除外し、内部取引利益を
連結決算で利益計上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

５　営業外費用に関する虚偽記載・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34

【事例７】貸倒引当金の過少計上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

６　特別利益に関する虚偽記載・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

【事例８】匿名組合清算配当金の過大計上・・・・・・・・・・・・・・ 39

７　特別損失に関する虚偽記載・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

【事例９】投資有価証券評価損の過少計上・・・・・・・・・・・・・・ 44

【事例 10】減損損失の不計上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46

【事例 11】減損損失の不計上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50

８　資産に関する虚偽記載・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54

【事例 12】土地の過大計上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56

【事例 13】のれんの過大計上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59
【事例 14】投資有価証券の過大計上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
９　負債に関する虚偽記載・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
【事例 15】前受金の過少計上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
10　純資産に関する虚偽記載・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73
【事例 16】純資産額の過大計上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74

Ⅳ　開示書類の不提出に関する個別事例
【事例 17】発行開示書類（有価証券届出書）の不提出・・・・・・・・・・ 79
【事例 18】継続開示書類（有価証券報告書等）の不提出・・・・・・・・・ 82

Ⅴ　開示検査の結果行われた自発的訂正・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 85

Ⅵ　参考資料（課徴金制度について）
１　金融商品取引法における課徴金制度の沿革・・・・・・・・・・・・・・ 86
２　課徴金額の算定方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87
３　課徴金の減算措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 93
４　課徴金の加算措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 94

Ⅰ　はじめに

金融商品取引法における開示制度とは、有価証券の発行・流通市場において、投資者が十分に投資判断を行うことができるような資料を提供するため、有価証券届出書をはじめとする各種開示書類の提出を有価証券の発行者等に義務付け、これらを公衆縦覧に供することにより、有価証券の発行者等の事業内容、財務内容等を正確、公平かつ迅速に開示し、もって投資者保護を図ろうとする制度である。

証券取引等監視委員会では、このような制度の趣旨を踏まえ、平成 17 年７月以降、金融商品取引法の規定に基づき開示検査を行っている。検査の結果、開示書類の重要な事項についての虚偽記載等が認められた場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令勧告を行うほか、必要に応じて訂正報告書等の提出命令勧告を行っている。また、重要な事項についての虚偽記載等が認められなかった場合でも、有価証券報告書等の訂正が必要と認められた場合には、適正な開示を求める観点から自発的な訂正を促している。

本書は、適正な開示に向けた市場関係者の自主的な取組を促す観点から、開示検査の傾向や開示検査で確認された不適正な会計処理等の概要を取りまとめたものである。このような事例集は、平成 20 年 6 月以降、「金融商品取引法における課徴金事例集」としてまとめてきたところであり、平成 25 年からは、事例の性質に応じて、開示規制違反に関する課徴金事例集と不公正取引に関する課徴金事例集の二冊に分けて公表している。

証券取引等監視委員会としては、本書が、市場監視行政の透明性を高めるとともに、証券市場を巡るルールの共有の促進を通じて幅広い市場関係者の自主的な規律の向上に役立つことを期待している。

（注１）第Ⅲ章及び第Ⅳ章では、これまでに証券取引等監視委員会の勧告に基づき課徴金納付命令が発せられ、取消しの訴えの出訴期間が経過した個別事例のうち主なものを掲載している。

（注２）各事例の紹介に当たっては、事案の背景やイメージ図を参考までに掲載しているが、これらは開示書類の提出者や投資家等にとって分かりやすいものとなるよう、実際の事案を簡素化している部分があることに留意されたい。

（用語の定義）

・「法」：金融商品取引法
・「旧法」：平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法
・「施行令」：金融商品取引法施行令
・「企業開示府令」：企業内容等の開示に関する府令
・「課徴金府令」：金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令
・「東証」：東京証券取引所
・「大証」：大阪証券取引所
・「名証」：名古屋証券取引所
・「札証」：札幌証券取引所
・「福証」：福岡証券取引所

Ⅱ　開示規制違反の傾向

１　課徴金納付命令勧告の傾向

平成 17 年４月に課徴金制度が開始されて以降、開示規制違反等について平成 26 年６月 30 日までに 85 件の課徴金納付命令勧告を行った。内訳は「開示書類の虚偽記載」に対するものが 81 件、「開示書類の不提出」に対するものが３件、「公開買付開始公告の不実施」に対するものが１件である。

（表１）課徴金納付命令勧告の内訳　　（単位：件）

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	計
虚偽記載の勧告件数	3	8	11	9	18	9	9	9	5	81
発行開示書類等	1	0	0	1	3	1	0	0	0	6
うち個人	0	0	0	1	3	1	0	0	0	5
継続開示書類	1	5	6	6	7	2	6	5	2	40
両方の書類	1	3	5	2	8	6	3	4	2	34
大量保有・変更報告書	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
うち個人	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
不提出の勧告件数	－	－	0	0	1	2	0	0	0	3
発行開示書類	－	－	0	0	0	2	0	0	0	2
継続開示書類	－	－	0	0	1	0	0	0	0	1
公開買付に係る勧告件数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1

（注）年度とは当年４月から翌年３月をいう。ただし、平成 26 年度は６月 30 日まで。

開示規制違反等に対する課徴金額の合計は、77 億 6,027 万 9,979 円である（年度別の合計は表２）。個別事案における課徴金額の最高額は、平成 20 年 6 月 19 日に有価証券報告書等の虚偽記載に対して課した 15 億 9,457 万 9,999 円である（内訳は、発行開示書類に係る額が 15 億 7,915 万円、継続開示書類に係る額が 1,542 万 9,999 円）。

（表２）課徴金納付命令勧告の金額（年度別）

年度	課徴金額	年度	課徴金額
18	６億3,333万円	23	５億6,925万円
19	6,684万9,997円	24	７億2,174万9,994円
20	19億1,390万9,997円	25	10億4,836万9,999円
21	７億1,147万9,998円	26	２億1,552万円
22	18億7,981万9,994円	合計	77億6,027万9,979円

（注）１　課徴金額は勧告時点のもの。

２　平成 21 年度に個人に対して行われた１件（課徴金額１億 2,073 万円）については、課徴金納付命令勧告後、審判手続により「違反事実なし」となっている。

（１） 開示書類の虚偽記載等

① 違反行為者（発行者である会社）の市場別分類（表３）

違反行為者を市場別に分類すると、本則市場・新興市場ともに 44 件ずつとなっている。本則市場の上場会社数は、新興市場の上場会社数の３倍以上であることを踏まえると、新興市場における勧告率が相当に高い結果となっている。

事案の背景は様々であるが、一般に、新興市場では会社規模が小さく、意思決定権限や事務分担が特定の役職員に集中する傾向があり、また、特定部門における不正が会社全体の財務に大きな影響を与えやすいことが、その背景として指摘される。

平成 25 年度は、課徴金納付命令勧告を行った９件のうち６件が本則市場の上場会社であった（うち１件は東証１部及び旧大証１部に上場していた）が、これらの上場会社では、海外子会社に対する管理体制の不備や、過剰な業績重視の企業風土等に起因して、不適正な会計処理が行われていた。

（表３）　　（単位：社）

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	計
東証計	4	9	11	8	17	5	8	10	3	75
東証１部	2	5	4	2	6	0	1	4	1	25
（うち旧大証１部）	1	1	2	0	2	0	0	1	0	7
東証２部	0	1	2	1	1	1	1	3	0	10
（うち旧大証２部）	0	0	2	1	0	1	0	0	0	4
マザーズ	0	0	1	2	7	2	3	0	1	16
ジャスダック	2	3	4	3	3	2	3	3	1	24
名証計	1	0	1	1	0	1	0	0	2	6
名証１部	1	0	1	1	0	0	0	0	1	4
セントレックス	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2
札証計	0	0	2	0	0	2	1	0	0	5
札証（本則）	0	0	2	0	0	0	1	0	0	3
アンビシャス	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2
福証（本則）	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
本則市場計	3	6	11	4	7	1	3	7	2	44
新興市場計	2	3	5	5	10	7	6	3	3	44
年度別計	5	9	16	9	17	8	9	10	5	88

（注）１　個人による虚偽記載は含まない（表４及び表５において同じ）。

２　複数の市場に上場している違反行為者があるため、本表における合計数と実際の勧告件数は一致しない。

３　平成 25 年７月 16 日、東証と大証の現物市場が統合された。なお、平成 25 年７月 15 日以前に勧告を行った違反行為者について、東証１部と大証１部に上場していた場合には「東証１部」の欄に２件、「うち旧大証１部」の欄に１件と表示している（東証２部と大証２部に上場していた場合も同様）。

② 違反行為者（発行者である会社）の業種別分類（表４）

違反行為者の業種別の内訳では、情報・通信業（18 件）、サービス業（13 件）、卸売業（10 件）において、勧告件数が多くなっている。

情報・通信業ではソフトウェアやライセンス等の無形固定資産が、また、サービス業や食料品の業種では著作権やエリア営業権といった無形固定資産が、不適正な会計処理に利用される事例がみられる。無形固定資産は、一般的に、資産の状況を目で見て確認することが出来ないことや資産計上額に将来予測の要素が多く含まれること、劣化が早く一度に多額の損失が発生しやすいことといった特

徴があり、不適正な会計処理に利用されやすい勘定科目となっている。

なお、平成 25 年度においても、サービス業（３件）と情報・通信業（２件）の業態で勧告件数が多かったが、その違反事実の態様をみると、そのうちの４件は、土地やのれん、有価証券といった資産について適切な評価が行われていなかったものである。

（表４）　（単位：社）

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	計
情報・通信業	0	4	1	1	4	5	0	2	1	18
サービス業	0	0	1	1	5	1	1	3	1	13
卸売業	0	0	2	3	2	0	3	0	0	10
建設業	2	1	3	0	0	1	0	0	0	7
電気機器	0	1	0	0	2	1	0	1	0	5
小売業	0	2	0	1	0	0	1	1	0	5
機械	0	0	3	0	0	0	0	1	0	4
不動産業	0	0	0	1	0	0	0	0	2	3
食料品	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2
倉庫・運輸関連業	0	0	1	0	1	0	0	0	0	2
水産・農林業	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
非鉄金属	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
輸送用機器	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
精密機器	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
証券・商品先物取引業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
その他金融業	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
年度別計	3	8	11	8	15	8	9	9	4	75

(注)業種の別は、証券コード協議会「業種別分類に関する取扱要領」による。

③　違反行為の科目別分類（表５）

違反行為の科目別の内訳では、特別損失又は特別利益（24 件）、資産（21 件）、売上高（20 件）において、勧告件数が多くなっている。

平成 25 年度においては、資産の科目で７件、特別損失の科目で４件の勧告を行っている。特別損失の内訳は、のれんの過大計上による損失の不計上が２件、投資有価証券評価損の過少計上が１件、土地の減損損失の不計上が１件となっており、いずれも会社が所有する資産について適切な評価が行われていなかったものである。

なお、各科目における不適正な会計処理の態様等については、後掲「Ⅲ　開示書類の虚偽記載に関する個別事例」を参照されたい。

（表５）　　（単位：件）

年　度	22	23	24	25	26	計
売上高	7	5	3	2	3	20
売上原価	0	1	1	2	0	4
販売費及び一般管理費	2	1	0	2	0	5
営業外利益又は営業外費用	1	0	0	1	0	2
特別利益又は特別損失	9	6	5	4	0	24
資　産	5	4	4	7	1	21
負　債	0	0	1	1	0	2
純資産	0	0	0	2	1	3
年度別計	24	17	14	21	5	81

（注）複数の科目にわたる虚偽記載を認定し勧告した事例があるため、本表における合計数と実際の勧告件数は一致しない。

（２）開示書類の不提出

開示書類の不提出に係る課徴金納付命令の勧告は、これまで３件行われているが、大別すると次の２つの類型に分けられる。

① 届出を要する有価証券の募集について、届出を行わずに募集を行い、有価証券を取得させた事案（無届募集）

これまでに、届出を要する有価証券の募集について、届出を行わずに有価証券の募集を行い、有価証券を取得させたことによって課徴金納付命令の対象となった事案は２件である。

※ 違反行為者はいずれも非上場企業である。

② 継続開示書類を提出期限内に提出しなかった事案

これまでに、継続開示書類の不提出によって課徴金納付命令の対象となった事案は１件である。

※ この発行者は、「有価証券報告書又は四半期報告書の提出遅延」によって東証１部の上場廃止基準に抵触し上場廃止となっている。

（３）公開買付開始公告の不実施

公開買付けによって株券等の買付け等を行う際、公開買付開始公告（公開買付けの目的、買付け等の価格、買付予定の株券等の数、買付け等の期間などを記載した公告）を行わずに買付けを行ったことに対して、これまでに１件の事案に対して課徴金納付命令勧告を行っている。

２　開示規制違反の手法の傾向

不適正な会計処理に用いられる手法は様々であるが、検査において一定のパターンが観察されることがある。以下は、有価証券報告書等の虚偽記載について、最近の開示検査で把握された主な不正の手法である。

- 不適切な会計処理の隠蔽を図るため、海外子会社や海外ファンドが利用されるケース。粉飾の仕組みを複雑化させ、また国境を跨ぐことにより正確な実態の把握を困難とさせることにより、長期間にわたって不正が表面化しないことがある。

  ・　含み損を抱えた投資有価証券等に係る損失計上を先送りするため、海外に連結対象外のファンドを組成し、当該投資有価証券等を当該ファンドに簿価で買取らせることによって損失の簿外処理を行っていた。（**【事例 14】参照**）
  ・　海外ファンドに資金を送金し、当社において営業出資金として資産計上しつつ、当該資金を当社役員に還流させていた。

- 海外子会社等において不適切な会計処理が行われ、連結財務諸表に影響が及ぶケース。企業の海外進出が拡大する中、海外子会社等の財務情報に対して、現地固有の統制環境やリスクの評価も踏まえた適切なモニタリングが行えているか、企業集団全体としての内部統制のあり方が問われるようになっている。

  ・　海外子会社において、適切な貸倒引当基準や在庫評価基準が作成されておらず、売掛債権に係る貸倒引当金や貸倒損失、棚卸資産に係る引当金が過少に計上されていた。（**【事例５】参照**）
  ・　海外子会社において、厳しい売上目標を達成するため、架空の伝票登録による架空売上の計上や、売上債権に対する貸倒引当金の過少計上などが行われていた。（**【事例１】参照**）
  ・　投資していた外国債券について、償還可能性の評価に当たって必要な確認作業を怠り、投資有価証券評価損を計上していなかった。（**【事例９】参照**）

- 経営者や取締役等の会社幹部が主導して不適正な会計処理が行われるケース。特に新興企業では、会社幹部の発言力が大きく管理部門が弱い傾向があり、会社幹部に対する牽制が機能していないなどの内部統制上の問題を抱えていることがある。

  ・　役員が会社の財務・会計システム上のデータを改ざんして、取引先から支払われるリベート（仕入値引）を過大計上することで、売上原価を圧縮させて業績を良く見せていた。（**【事例４】参照**）

・　２期連続債務超過による上場廃止を回避する目的で、代表取締役の主導の下、実体を伴わない物品販売契約を締結することで架空の売上を計上していた。（**【事例３】参照**）

・　代表取締役による売上業績に過度に重きを置く経営方針の下、売上至上主義が社内に蔓延し、契約書類のデータ入力や入金管理業務を行う管理部門が適切な役割やチェック機能を果たさないまま、営業部門において売上の過大計上が行われていた。（**【事例 15】参照**）

Ⅲ　開示書類の虚偽記載に関する個別事例

１　売上高に関する虚偽記載

◎　不適正な会計処理の手法

（１）架空売上の計上、売上の過大計上

・海外販売子会社において、基幹システム上で架空の受注伝票等を登録することにより、架空の売上を計上した。（**【事例１】参照**）

・販売代理店や運送会社に対して、架空の注文書や受領書の作成を依頼するなどにより、架空売上等を計上した。（**【事例２】参照**）

・売買取引の実体を伴っていない物品販売契約を締結すること等により架空の売上を計上した。（**【事例３】参照**）

・経済実態のないコンサルティング契約を締結して、売上を計上した。

・フランチャイズ権を付与する名目で実体のない取引を行って、売上を計上した。

・実際には譲り受けていない不良品の棚卸資産を、修理して売り上げたように装って売上を計上した。

・複数の協力会社との間で、架空のコンサルティング料や匿名組合出資を通じた不正な資金循環取引を行い、売上を計上した。

・長期請負工事において、工事進行基準により収益認識している建設会社が、実際発生原価を過大に計上し、工事進捗率をかさ上げすることによって、売上を過大に計上した。

（２）売上の前倒し計上

・取引先とは交渉中であったにもかかわらず、虚偽の契約書を作成し、売上を前倒して計上した。

・取引先から預かった印章を用いて虚偽の証憑類を作成し、売上を前倒して計上した。

・出荷基準により売上を計上している会社が、棚卸資産の出荷前に出荷が完了しているかのように虚偽の運送記録を作成し、売上を前倒して計上した。

（３）売上の取消し処理の未済

・毎月の授業料の請求等をもって計上した売上について、期末に未実施の授業数に対応する部分を前受金に振替処理すべきであったにもかかわらず、売上の取消しを行わなかった。（**【事例 15】参照**）

・注文が取り消されたにもかかわらず、取消し手続を行わなかった。

【事例１】架空売上の計上

１　本事例の特色

本件は、当社の海外販売子会社において、基幹システム上で架空の受注伝票等を登録することにより、架空売上による売掛金の過大計上等が行われたものである。これにより、当社は、純資産額について、本来は426億9,200万円であったにもかかわらず、これを552億6,000万円と記載した有価証券報告書などを開示した。（平成25年度勧告）

２　発行者である会社

電気機器、東証一部・旧大証一部上場

３　事案の概要

当社の海外販売子会社であるＡ社は、販売代理店を介してエンドユーザーにプリンタ本体及び交換用消耗品を販売する事業を行っていたが、Ａ社代表取締役（ｘ氏）の主導の下、以下の不適正な会計処理を行った。

⑴　架空売上による売掛金の過大計上

Ａ社は、販売代理店からの発注がないにもかかわらず、基幹システム上で架空の受注・出荷・請求・会計の各伝票登録を行うとともに、外部倉庫の担当者に指示して実際には出荷せずに簿外在庫を発生させる手口等により、架空の売上及び売掛金を計上した。

※　ｘ氏は、①これにより、売上をかさ上げして売上目標を達成することを企図したほか、②支払期日の到来する売掛金に相当する売上を取り消すとともに新たな架空売上を計上することにより実質的に支払期日を延長する、③金融機関に売掛金をファクタリングして資金調達する、④支払期日の到来する売掛金の決済を偽装し、売掛金の長期滞留を回避するなどしていたものである。

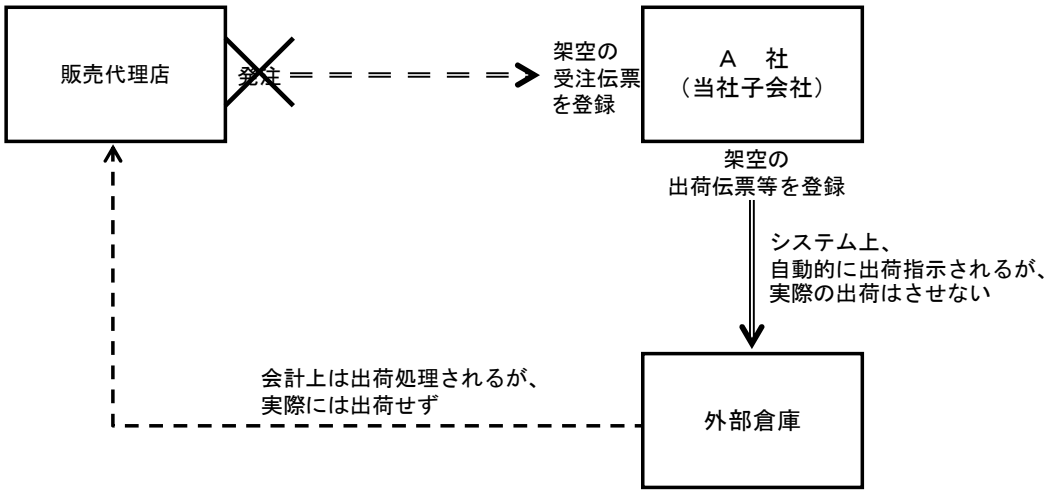

⑵　リベートの未処理による売掛金の過大計上

Ａ社は、販売代理店に対して、販売実績に対する報奨金として、月次の売上実績に規定されたリベート率を乗じた金額をリベートとして支払っていた。リベートの会計処理は、一旦、リベート控除前の金額で売上を計上した上で、リベート額が確定した時点で売上額からリベート額を控除する方式を採用していたが、Ａ社は、業績をよく見せかけるため、一部のリベートについて売上を控除する会計処理を行わず、売上及び売掛金を過大に計上した。

⑶　売上債権に係る貸倒引当金及び同繰入額の過少計上

Ａ社は、架空売上の計上による売掛金の過大計上等を行った結果、販売代理店から売上債権を回収する見込がなかったにもかかわらず、適切に貸倒引当金及び同繰入額を計上しなかった。

４　不正の背景

⑴　モニタリング及び監査体制の不備

売掛金や棚卸資産の保有日数が他の販売子会社と比較して著しく悪化しているにもかかわらず、踏み込んだ調査が行われないなどモニタリングが有効に機能せず、また、監査部門の体制も人員不足等で十分でなく、実効性のある監査が行われなかった。

⑵　社内牽制機能の不備

Ａ社は、代表取締役Ｘ氏に権限が集中する一方、他に常勤役員は存在せず、また、従業員等は、人事的な報復を恐れ、親会社等に対して不適正な会計処理に関する情報提供を行わないなど、社内牽制機能が有効に働いていなかった。

⑶　独自の外部倉庫の存在

地理的特性から独自の外部倉庫の利用を許容されていたＡ社では、物流担当者が外部倉庫業者に指示を出して在庫を操作することにより、不正を行うことが可能な状況となっていた。

５　法令違反の事実関係

当社は、貸倒引当金繰入額の過少計上等により法第 172 条の４第１項及び第２項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

①　第 X1 期第１四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	552 億 6,000 万円	426 億 9,200 万円

②　第 X1 期第２四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	547 億 800 万円	423 億 7,400 万円

③　第 X1 期第３四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	526 億 3,000 万円	402 億 4,400 万円

④　第 X1 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	87 億 6,800 万円	18 億 7,500 万円
連結当期純損益	36 億 1,900 万円	▲32 億 8,000 万円
連結純資産額	648 億 1,000 万円	475 億 7,800 万円

⑤　第 X2 期第１四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	513 億 3,600 万円	374 億 6,400 万円

⑥　第 X2 期第２四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	483 億 8,000 万円	332 億 7,900 万円

⑦　第 X2 期第３四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	731 億 9,300 万円	579 億 7,300 万円

⑧　第 X2 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	59 億 600 万円	11 億 9,200 万円
連結当期純損益	▲270 億 100 万円	▲317 億 8,300 万円
連結純資産額	599 億 300 万円	388 億 5,900 万円

⑨　第 X3 期第１四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	555 億 2,500 万円	347 億 4,700 万円

⑩　第 X3 期第２四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	▲8 億 5,600 万円	▲52 億 2,200 万円
連結四半期純損益	▲50 億円	▲96 億 6,000 万円
連結純資産額	536 億 900 万円	304 億 7,300 万円

⑪　第 X3 期第３四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	39 億 2,500 万円	3 億 5,500 万円
連結四半期純損益	▲62 億 9,500 万円	▲105 億 9,900 万円
連結純資産額	520 億 5,300 万円	300 億 1,800 万円

⑫　第 X3 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	145 億 5,000 万円	90 億 7,500 万円
連結当期純損益	80 億円	15 億 5,500 万円
連結純資産額	675 億 2,400 万円	412 億 5,100 万円

６　課徴金額

１，６８０万円

【事例２】架空売上の計上

１　本事例の特色

本件は、半導体関連の装置機械の販売事業において、販売代理店や運送会社に対して、架空の注文書や受領書の作成を依頼することなどにより、架空売上を計上するなどしたものである。これにより、当社は、当期純損益について、本来は 9 億 2,900 万円の損失であったにもかかわらず、これを 4 億 8,700 万円の損失と記載した有価証券報告書などを開示した。（平成 25 年度勧告）

２　発行者である会社

機械、東証二部上場

３　事案の概要

当社子会社であるＡ社は、当社からの業績アップの圧力等を受けて、半導体関連の装置機械の開発・製造・販売事業において、以下の不適正な会計処理を行った。

⑴　架空売上の計上

Ａ社は、国内顧客に対する売上については、工場出荷日を売上計上日とする基準を採用していたところ、顧客の正式発注がない製品について、当該顧客の代理店に依頼して架空の内容の注文書を作成させた上、実際には出荷していないにもかかわらず、物流の委託運送会社に依頼して「出荷案内書兼物品受領書」を作成させ、出荷を偽装する手口等により、架空売上を計上した。（図１－①参照）

また、Ａ社は、国外顧客に対する売上については、船積み日を売上計上日とする基準を採用していたところ、顧客の正式発注がない製品について、国外代理店に依頼して架空の内容の注文書を作成させた上、将来の受注を見込んで製造していた装置機械や簿外品等を発送し、国外代理店の倉庫等に一時的に保管させてその後に返品を受ける手口等により、架空売上を計上した。（図１－②参照）

⑵　原価の付替えによる売上原価の過少計上及び仕掛品の過大計上

Ａ社は、装置機械の完成時点で、余った部材が他の仕掛中の装置機械の部材として転用できる場合に、完成済みの装置機械の原価の一部を他の仕掛中の装置機械の原価として付け替える処理を行っていたところ、当該原価の付替え処理を悪用し、実際には余った部材がないにもかかわらず、架空の内容の原価付替伝票を作成した上、原価管理システムに原価の付替えを入力する手口等により、売上原価を過少に計上した。また、当該原価の付替え処理により、仕掛品を過大に計上した。（図２参照）

（図１－①）国内販売における架空売上の計上

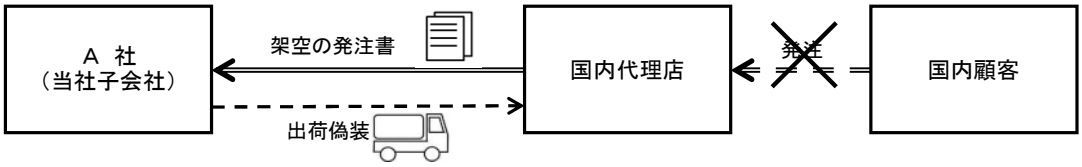

（図１－②）国外販売における架空売上の計上

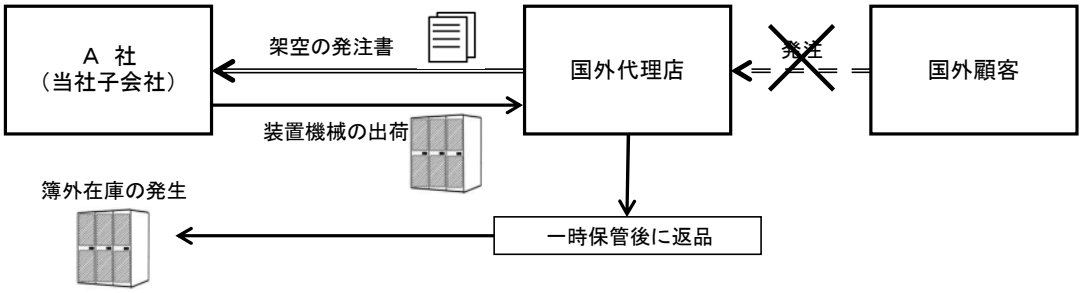

（図２）原価の付替えによる売上原価の過少計上及び仕掛品の過大計上

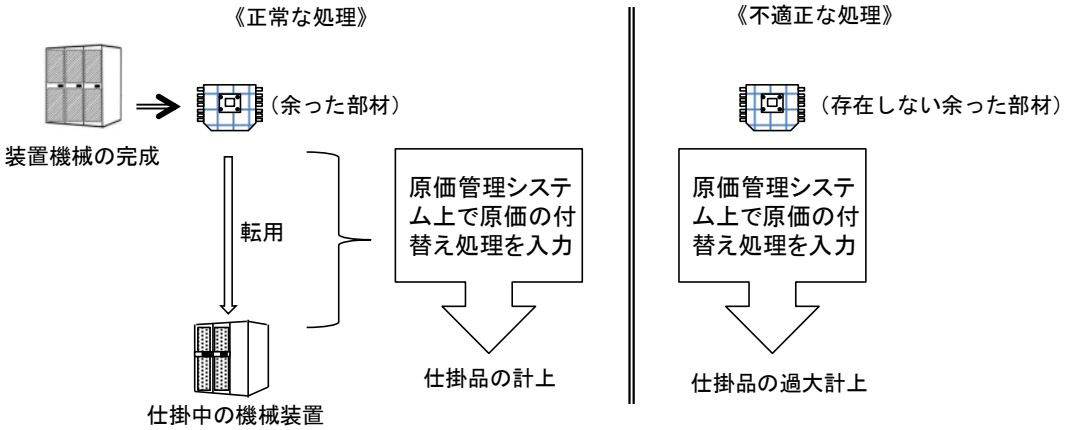

４　不正の背景

⑴　子会社管理機能の不備

子会社における重要な事項の事前協議や当社取締役会への報告等が義務付けられていたにもかかわらず、実際にはほとんど行われていなかった。また、当社は、子会社に対する内部監査を実施していないなど子会社管理が不十分であった。

⑵　社内牽制機能の不備

子会社の情報が当社の特定の役職員にのみ伝達されていたため、他の取締役らによる牽制機能が有効に働いていなかった。また、当社監査役会に十分な調査能力がないなど、監査役体制が機能していなかった。

⑶　コンプライアンス意識の欠如

コンプライアンス確保のために行動する意識付けがされておらず、子会社経営幹部の遵法意識が希薄化していた。

５　法令違反の事実関係

⑴　継続開示書類

当社は、架空売上の計上及び仕掛品の過大計上等により旧法第 172 条の２第１項及び第２項並びに法第 172 条の４第１項及び第２項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

①　第 X1 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	1 億 7,200 万円	▲5 億 6,300 万円
連結当期純損益	▲4 億 8,700 万円	▲9 億 2,900 万円
連結純資産額	81 億 1,400 万円	59 億 6,500 万円

②　第 X2 期第１四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	80 億 9,400 万円	59 億 4,700 万円

③　第 X2 期第２四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	79 億 6,600 万円	58 億 6,000 万円

④　第 X2 期第３四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	76 億 500 万円	54 億 3,900 万円

⑤　第 X2 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	▲1 億 6,300 万円	▲5 億 7,300 万円
連結当期純損益	▲6 億 8,800 万円	▲10 億 9,800 万円
連結純資産額	71 億 1,800 万円	45 億 5,800 万円

⑥　第 X3 期第１四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	72 億 1,200 万円	46 億 9,000 万円

⑦　第 X3 期第２四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	65 億 6,400 万円	43 億 4,500 万円

⑧　第 X3 期第３四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	66 億 2,200 万円	45 億 7,200 万円

⑨　第 X5 期第３四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	5 億 5,000 万円	3 億 6,900 万円

⑵　発行開示書類

当社は、重要な事項につき虚偽の記載がある継続開示書類（⑴の⑤及び⑥）を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、300 個の新株予約権を 15 億 474 万 1,200 円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。

同社が行った上記の行為は、法第 172 条の２第１項第１号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

６　課徴金額

８，２７１万円

（継続開示書類　計 1,500 万円、発行開示書類　6,771 万円）

【事例３】架空売上の計上

１　本事例の特色

本件は、売買取引の実体を伴っていない物品販売契約を締結すること等により架空の売上を計上したものである。これにより、当社は、当期純損益について、本来は1,100万円の利益であったにもかかわらず、これを5,000万円の利益と記載した有価証券報告書などを開示した。（平成26年度勧告）

２　発行者である会社

サービス業、名証セントレックス上場（「有価証券報告書等の虚偽記載」により同取引所の上場廃止基準に抵触し上場廃止）

３　事案の概要

当社は、２期連続の債務超過による上場廃止を免れるため、当社代表取締役（ｘ氏）の主導の下、実際には商品の出荷・納品の事実がないにもかかわらず、売買取引の実体を伴っていない物品販売契約を締結し、これに基づく売掛金について、ｘ氏が借り入れた資金の送金等を利用してその回収が行われたものと偽装することにより、架空の売上を計上した。

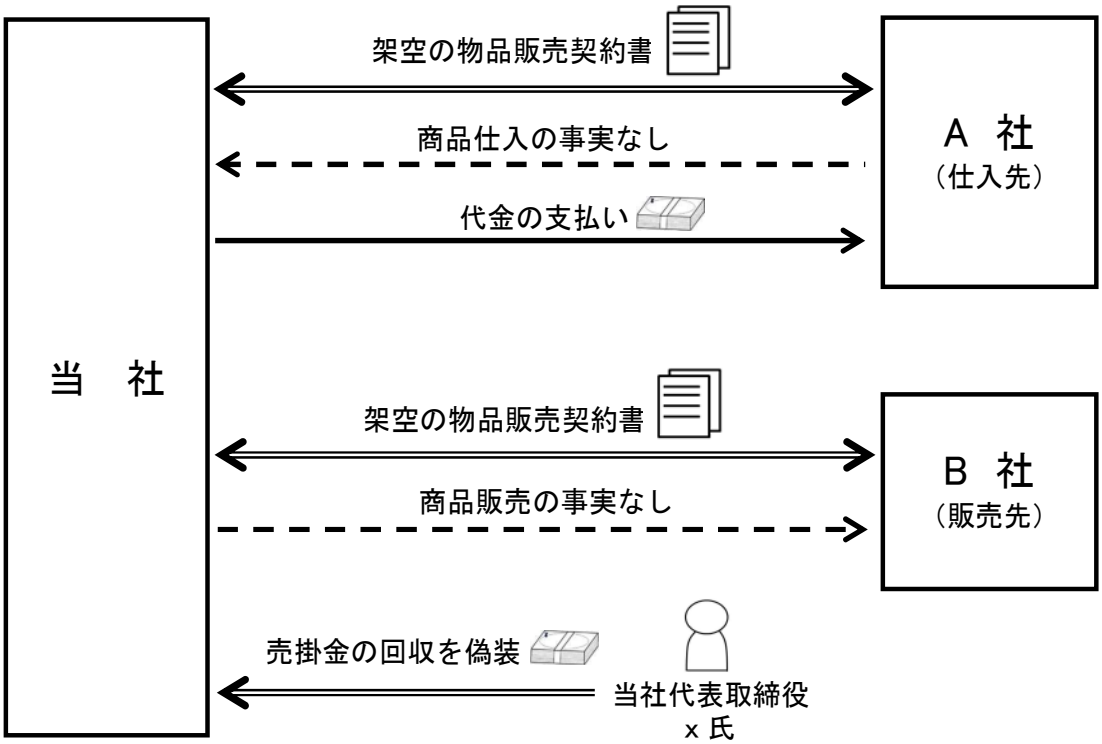

４　不正の背景

受発注業務を代表取締役自らが一人で行っており、また、管理部門が十分に整備されていないなど社内の牽制機能が有効に働いていなかった。

５　法令違反の事実関係

当社は、架空売上の計上により法第 172 条の４第１項及び第２項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

①　第 X1 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	4,300 万円	500 万円
連結当期純損益	5,000 万円	1,100 万円
連結純資産額	700 万円	▲3,000 万円

②　第 X2 期第１四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	2,400 万円	▲2,100 万円

③　第 X2 期第２四半期報告書（▲は債務超過）

	提出書類の記載 （千円未満は切捨て）	正当な記載 （100 万円未満は切捨て）
連結純資産額	85 万 8,000 円	▲4,400 万円

④　第 X2 期第３四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	▲3,200 万円	▲7,800 万円

６　課徴金額

１，２００万円

２　売上原価に関する虚偽記載

◎　不適正な会計処理の手法

（１）売上原価の過少計上、売上原価の繰延べ

・架空の原価付替伝票を作成して原価を完成品から仕掛品に付け替えることにより、売上原価を過少に計上した。（**【事例２】参照**）

・リベート（仕入値引）の過大計上により、売上原価を過少に計上した。（**【事例４】参照**）

・改良作業に着手したものの、その後、作業を中断したソフトウェアについて、販売の見込みがないにもかかわらず、仕掛品に計上したまま費用処理しなかった。（**【事例 10】参照**）

・期末までに認識可能な売上原価を総発生原価見通しに含めなかった。

・店舗の実地棚卸において、棚卸原票に架空の商品を在庫として記載することにより、期末在庫数量の水増しを行った。

・工事予算額を超過することが見込まれる工事について、工事原価を過少計上し、計上しなかった工事原価を簿外で繰り延べ、翌期以降の別の工事に付け替えた。

・仕掛品を売上原価に振り替えず、売上原価を過少計上した。

（２）架空仕入の計上（売上原価の過大計上）

・売上の前倒し計上が露見することを恐れ、売上原価を過大に計上した。

（３）外注費の繰延べ

・完成工事の外注費を他の未成工事に付け替え、翌期以降に繰り延べた。

【事例４】リベートの過大計上

１　本事例の特色

本件は、インターネット通販による家電小売業において、仕入先から支払われるリベート（仕入値引）を過大計上することなどにより、売上原価を過少計上したものである。これにより、当社は、中間純損益について、本来は8,500万円の損失であったにもかかわらず､これを1億1,400万円の利益と記載した半期報告書などを開示した。（平成24年度勧告）

２　発行者である会社

小売業、マザーズ上場

３　事案の概要

当社は、家電の販売情報（日時、製品、数量等）に応じて、仕入先から各種のリベートを受け取っていた。こうした販売情報のうち、日次（仕入時）に計上されるリベートについては、当社の財務・会計システムと仕入先のPOSサーバに対応するPOS端末が連携して自動処理されていたものの、販売・在庫状況に応じて月次で計上されるリベートについては、仕入先のPOSシステムとの連携が未対応であったため、毎週末に一括してPOS端末に手入力するとともに、当社の財務・会計システムに仕入の月次決算を手入力することによって対応していた。

当社は、リベートの月次決算処理に当たって、リベート内訳を分類・集計した社内資料（リベート総括表）を作成していたが、当社役員は、当社の決算時に、リベート総括表の合計金額は一致させつつ、日次リベート金額を減額し、その分、月次リベート金額を増額する改ざんを行っていた。この結果、仕入時に計上済の日次リベート金額に加えて、当該役員によって水増しされた月次リベート金額が計上され、これによりリベートが過大計上されることとなった。

（図１）リベートの前提となる情報システム

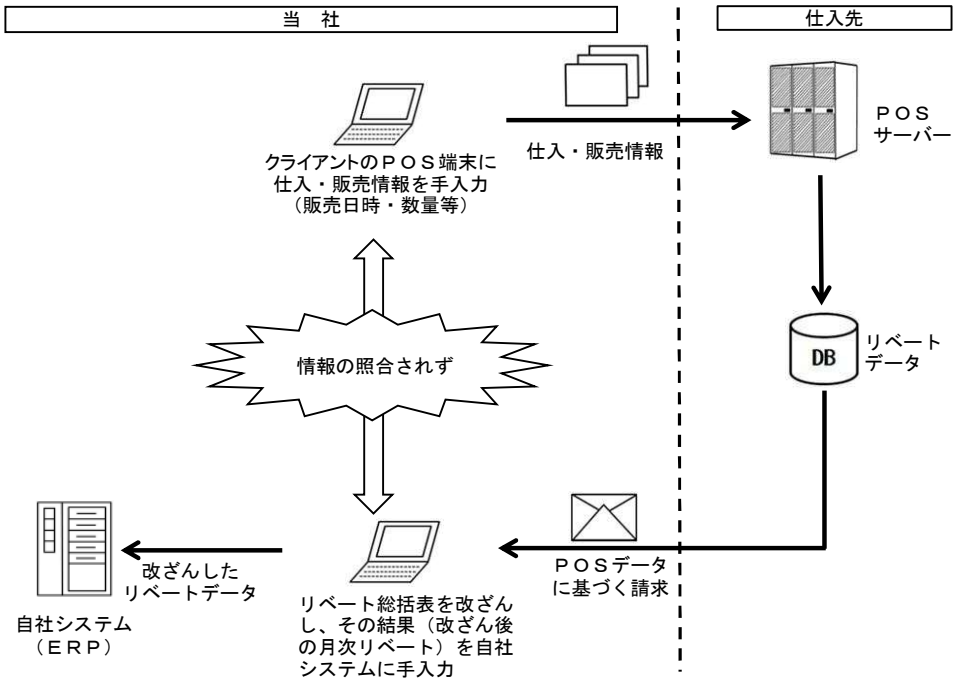

（図２）リベート総括表の内訳の改ざん

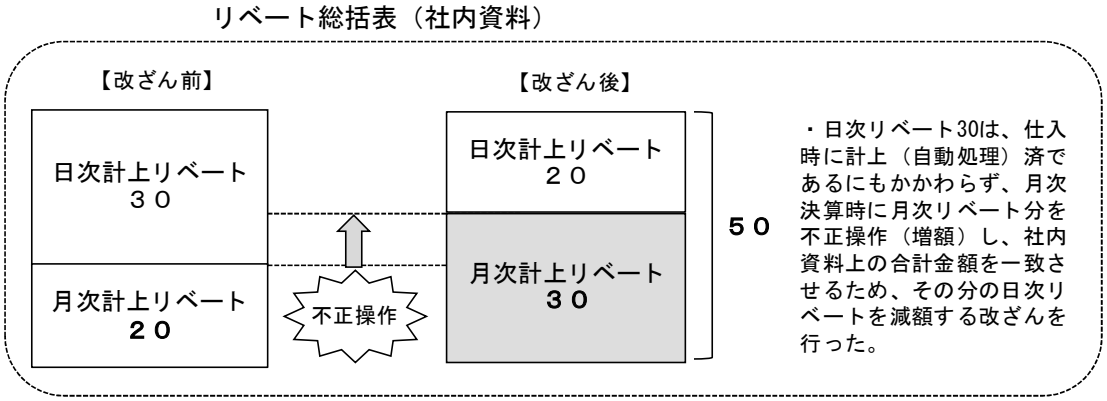

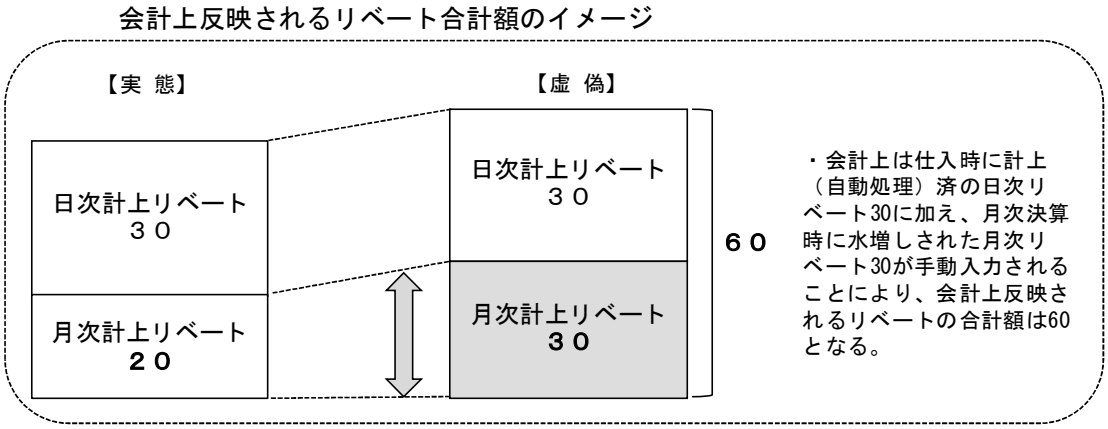

４　不正の背景

⑴　社内牽制機能の不備

リベートの決算処理が特定の個人に依拠されていることに加え、管理部門においても関係証憑等について詳細な照合を行わないなど、組織内における牽制が機能していなかった。

⑵　コンプライアンス意識の欠如

役員自らがリベートの水増し計上に関与しており、また、代表取締役を含む経営陣もリベートや売上原価に係る管理の必要性についての認識が甘いなど、コンプライアンス意識が欠如していた。

５　法令違反の事実関係

当社は、売上原価の過少計上等により旧法第 172 条の２第１項及び第２項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

①　第 X1 期半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	1 億 9,200 万円	▲800 万円
連結中間純損益	1 億 1,400 万円	▲8,500 万円

②　第 X1 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	4 億 4,300 万円	1 億 8,100 万円
連結当期純損益	2 億 7,200 万円	6,500 万円

③　第 X2 期半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	2 億 2,000 万円	7,300 万円
連結中間純損益	1 億 2,900 万円	▲100 万円

④　第 X2 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	1 億 4,300 万円	7,400 万円

６　課徴金額

６００万円

３　販売費及び一般管理費に関する虚偽記載

◎　不適正な会計処理の手法

（１）費用の過少計上、費用の繰延べ

・海外販売子会社が、発生した営業関係費を費用計上しなかった。(**【事例５】参照**)

・期中に広告宣伝業務の役務提供を受けたにもかかわらず、その対価の支払が翌期以降であることを理由として、広告宣伝費の計上を翌期以降に繰り延べた。(**【事例 12】参照**)

・将来の収益獲得が確実とはいえないソフトウェアについて、本来は期間費用処理を行うべきところ、これを行わず、ソフトウェアとして資産計上した。

・営業費等の各種費用を翌期以降に繰り延べた。

（２）貸倒引当金（繰入額）の不計上・過少計上（売掛債権等）

・滞留債権について回収を装うなどし、滞留債権が認識されず貸倒引当金を過少計上した。

・資金循環により延滞債権等の回収を装い、貸倒引当金を計上しなかった。

【事例５】営業関係費等の過少計上

１　本事例の特色

本件は、当社の海外販売子会社において、製品販売に係る営業費用の過少計上、貸倒引当金等の過少計上、減損損失の不計上等が行われたものである。これにより、当社は、当期純損益について、本来は125億3,100万円の損失であったにもかかわらず、これを78億9,100万円の損失と記載した有価証券報告書などを開示した。（平成22年度勧告）

２　発行者である会社

電気機器、東証一部・旧大証一部上場（経営統合により上場廃止）

３　事案の概要

⑴　費用の過少計上

当社の海外販売子会社では、製品の売上計上後に社内決裁手続を経て、製品販売に係る在庫補償分の売上控除及び営業関係費の費用計上をしている。しかし、一部の海外販売子会社等では、利益目標の達成に固執したり、営業関係費の実態を適切に把握していなかったため、発生した在庫補償及び営業関係費を適切に処理していなかった。

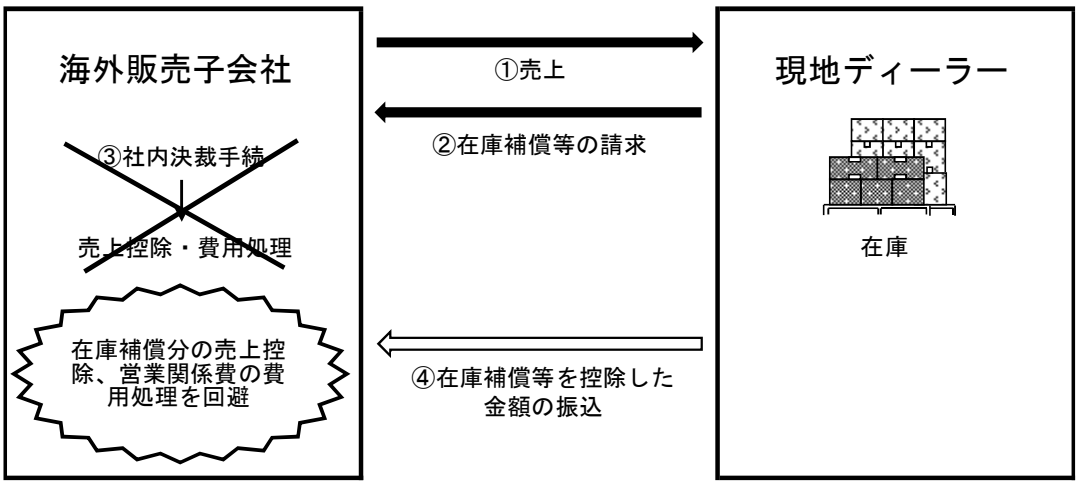

※　在庫補償とは、当社の販売子会社がディーラーに卸売りした商品について、市場価格の下落に応じて棚卸価格を見直す際に、ディーラーの残存在庫に係る旧価格と値下げ後の新価格の差額を当社側が負担する価格対策費用である。

⑵　引当金等の過少計上

当社の幾つかの海外販売子会社では、

①　各販売拠点において適切な貸倒引当基準及び在庫評価基準等が作成されていないなどの理由により、売掛金及び棚卸資産の適切な評価がなされていなかった

こと

② 利益目標達成のため、意図的に売掛債権の回収可能性や棚卸資産の評価を過大に見積もるなどしたこと

から、売掛債権に係る貸倒引当金や貸倒損失、棚卸資産に係る引当金（評価損）を過少に計上していた。

⑶ 減損損失の不計上

当社は、海外の製造子会社の固定資産（建物・金型・機械等）について減損の兆候を判断するに当たり、販売子会社等における不適正な会計処理を適切に把握していなかったことから、減損の兆候の認識が遅れ、本来計上すべき減損損失が計上されていなかった。

4 不正の背景

⑴ 事業部制の弊害

当社は、各事業部及び各販売子会社による独立採算制を取り入れた事業部制を導入していたが、独立採算制を重視するあまり、各事業部等において、自主的に設定した利益目標の達成に固執するようになっていた。他方、本社では、海外における製品の競争力が低下している状況にあったにもかかわらず、経営計画の策定及び見直し等が行われていなかった。

⑵ 経理部門に過大な責任を負わせる企業風土

当社では、経理担当社員が、経営自体に深く関与し、利益目標の達成等に責任を負うような企業風土が醸成されていた。このため、経理担当社員に対する牽制機能が働かず、利益目標達成のために経理担当社員自らが不適正な会計処理に関与していた。

⑶ 不十分な社内監査体制

当社では、独立した内部監査部門がなく、また、本社経理部による計画的な内部監査が行われないなど不十分なものであった。

5 法令違反の事実関係

⑴ 継続開示書類

当社は、費用の過少計上等により旧法第 172 条の２第１項及び第２項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

① 第 X1 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	▲78 億 9,100 万円	▲125 億 3,100 万円

② 第 X2 期半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結中間純損益	▲80 億 9,500 万円	▲121 億 5,500 万円

③ 第 X2 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	▲103 億 700 万円	▲165 億 2,000 万円
連結当期純損益	▲243 億 5,000 万円	▲333 億 3,600 万円

⑵ 発行開示書類

当社は、重要な事項につき虚偽の記載がある継続開示書類（⑴の①）を参照書類とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、約１億 769 万株の株券を約 350 億 22 万円で取得させた。

同社が行った上記の行為は、旧法第 172 条第１項第１号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

６ 課徴金額

７億７６０万円

（継続開示書類 計 760 万円、発行開示書類 ７億円）

４　営業外利益に関する虚偽記載

◎　不適正な会計処理の手法

（１）グループ会社を連結の範囲から除外し、内部取引利益を連結決算で利益計上

・子会社が実質的に支配する孫会社を連結の範囲から除外することなどにより、連結財務諸表において、子会社の社債評価益を、内部取引利益として孫会社の評価損と相殺消去せず、過大に計上した。（**【事例６】参照**）

【事例６】グループ会社を連結の範囲から除外し、内部取引利益を連結決算で利益計上

１　本事例の特色

本件は、子会社が実質的に支配している孫会社を連結の範囲から除外するとともに、当該孫会社が発行し当該子会社が保有していた他社株償還特約付社債券（ＥＢ債）の発行日を偽るなどして当該子会社の会計帳簿等を作成することにより、連結財務諸表において、本来計上できない社債評価益を過大に計上するなどしていたものである。

これにより、当社は、当期純損益について、本来は 352 億 6,800 万円の利益であったにもかかわらず、これを 469 億 3,500 万円の利益と記載した有価証券報告書などを開示した。（平成 18 年度勧告）

２　発行者である会社

証券、商品先物取引業、東証一部・旧大証一部・名証一部上場（完全子会社化に伴い上場廃止）

３　事案の概要

⑴　当社の子会社（Ａ社）が買収目的会社Ｂ社（Ａ社の子会社）を通じてＸ社を買収後、Ｂ社が買収資金としてＡ社から調達した借入金をＥＢ債に振り替えるため、Ｂ社は、Ａ社に対してＸ社株式を交換対象とするＥＢ債を発行した。当該ＥＢ債について、取得者であるＡ社はいつでも一定の交換価格でＸ社株式と交換できる権利（コールオプション）を保有しており、当該オプション部分は区分して時価評価されることから、Ｘ社株式の株価が上昇すればＡ社に評価益が発生するものであった。

⑵　当社は、Ａ社を連結の範囲に含める一方、孫会社であるＢ社を連結の範囲から除外することにより、本来は内部取引利益として連結決算上相殺されるべき当該ＥＢ債の評価益を計上した。

〈当社の会計処理〉

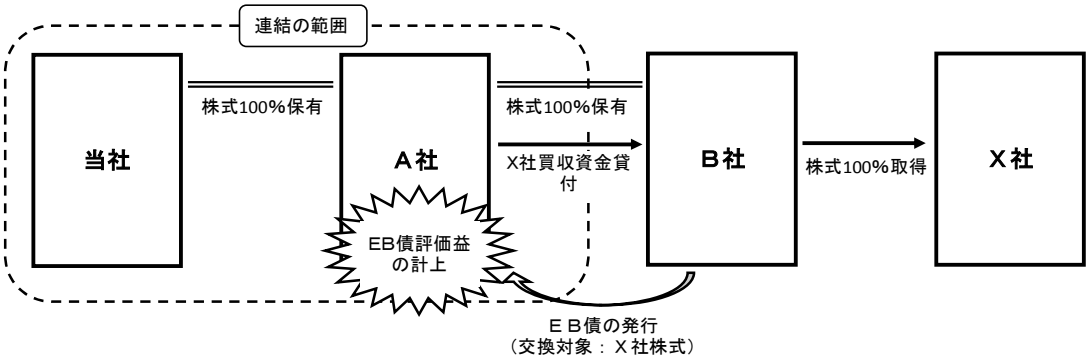

〈あるべき会計処理〉

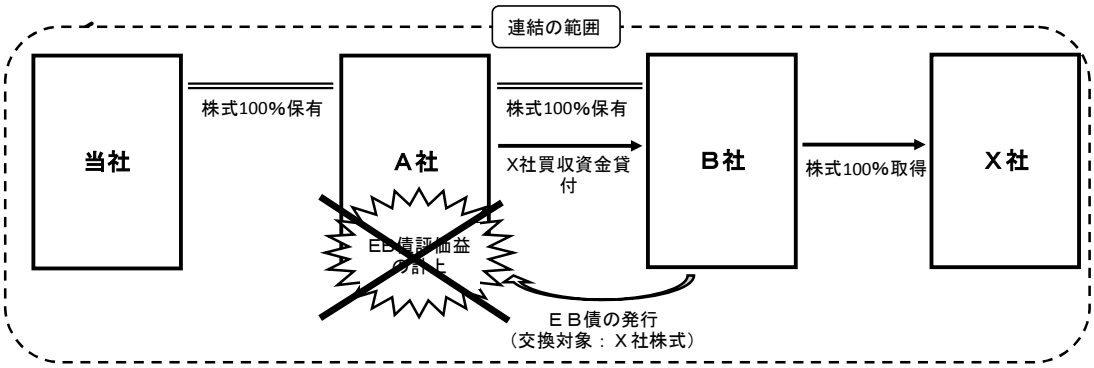

⑶　また、本件ＥＢ債について、Ｘ社株式の価格上昇後にＥＢ債の発行を最終的に決定したにもかかわらず、発行日を遡らせて会計帳簿等を作成することにより、当該ＥＢ債の評価益を過大に計上した。

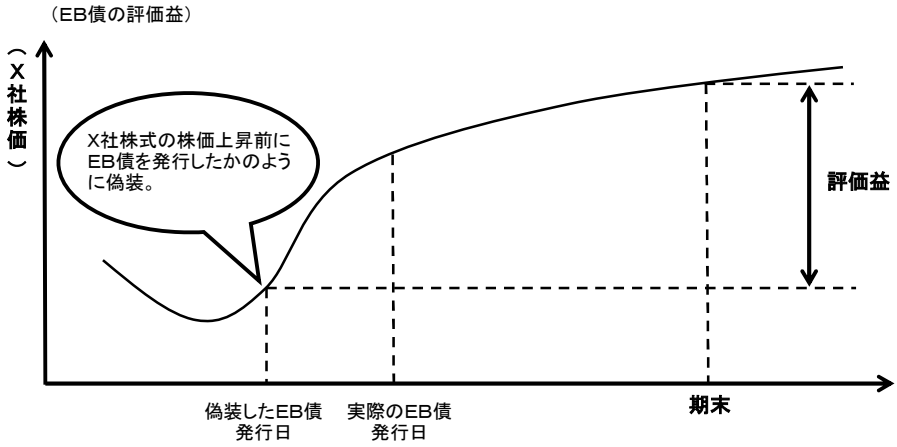

４　不正の背景

当社及び当社子会社では、業績連動型賞与制が採用されていたこともあり利益追求の姿勢が強く、また、当社経営幹部において、適正な会計処理を行うことの重要性に関する認識及びコンプライアンス意識が欠如していた。

５　法令違反の事実関係

当社は、重要な事項につき虚偽の記載がある継続開示書類（※第 X1 期有価証券報告書）を参照書類とする発行登録追補書類を提出し、同発行登録追補書類に基づく一般募集により、500 億円の社債券を取得させた。

同社が行った上記の行為は、証券取引法第 172 条第１項第１号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

※　第 X1 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結経常損益	777 億 1,700 万円	589 億 6,800 万円
連結当期純損益	469 億 3,500 万円	352 億 6,800 万円

６　課徴金額

５億円

５　営業外費用に関する虚偽記載

◎　不適正な会計処理の手法

（１）貸倒引当金の過少計上

・本来は貸付として処理すべき資金を、物品の購入価格に上乗せすることにより不正に支出し、当該貸付金に対する貸倒引当金を計上しなかった。（**【事例７】参照**）

（２）費用の過少計上

・資金調達に要したアレンジメントフィーをソフトウェア購入費に付け替え、費用を過少計上した。

【事例７】貸倒引当金の過少計上

１　本事例の特色

本件は、代表取締役等に対する貸付金として処理すべき資金を、サーバーの購入価格に上乗せすること等により不正に支出し、当該貸付金に対する貸倒引当金等の不計上が行われたものである。これにより、当社は、当期純損益について、本来は 100 万円の利益であったにもかかわらず、これを 6,100 万円の利益と記載した有価証券報告書などを開示した。（平成 21 年度勧告）

２　発行者である会社

卸売業、ジャスダック上場

３　事案の概要

当社は、パソコン及びサーバーの販売・保守・修理等を行っていたが、サーバーの取得に係る取引に関連して、当社代表取締役（ｘ氏）の主導により、以下の不適正な資金支出を行った。

⑴　ｘ氏は、当社がＡ社からサーバーを購入する取引に関連して、Ａ社から、当該サーバーの価格を大幅に安価にする代わりに、この取引とは無関係のＡ社の取引先に諸々の支払いを行うことを依頼された。ｘ氏は、将来のＡ社との取引拡大を期待し、当該依頼を受けることとして、サーバーの購入価格にＡ社の取引先に対する諸々の支払分を上乗せして支出し、当該上乗せ部分に係る資金を、協力会社を介してｘ氏へと還流させた。ｘ氏は、領収書のない現金での支出等により、Ａ社の取引先に資金を提供した。

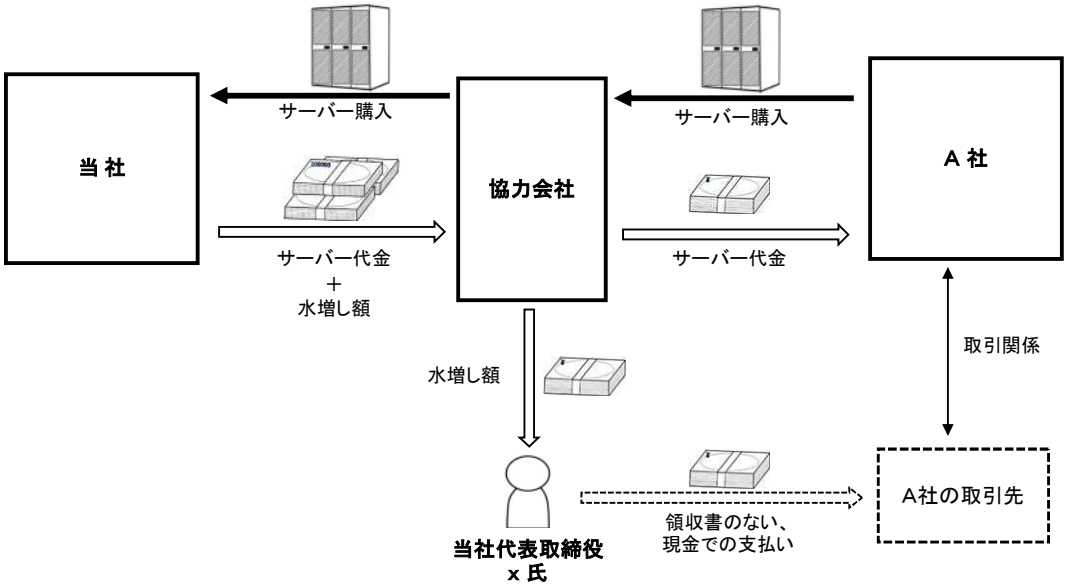

⑵　また、ｘ氏は、かねてからＢ社が保有するソフトウェアに注目し、Ｂ社が当社のビジネス・パートナーとなることを期待していたところ、Ｂ社から金融支援の要請を受けた。ｘ氏は、協力会社の協力を得て、Ｂ社を経由してサーバーを購入することとし、その際、購入価格にＢ社への金融支援相当額を上乗せして支払い、これにより、Ｂ社への金融支援を行った。

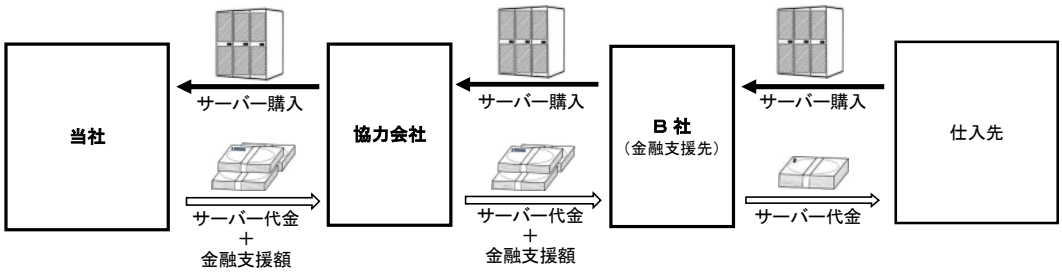

上記のとおり、サーバーの購入価格に上乗せして不正に支出した当社の資金のうち、ｘ氏を介してＡ社の取引先に支払われたものについては、ｘ氏に対する貸付金として、また、協力会社を介してＢ社に支払われたものについては、Ｂ社に対する貸付金として、それぞれ会計処理すべきであった。また、当該貸付金については、本来であれば、貸倒引当金が計上されるべきところ、これが行われていなかった。

４　不正の背景

⑴　取締役会の機能不全

代表取締役が、当社株式の過半数を保有し、会社支配と経営の両面において広範かつ強大な権限を掌握していたため、取締役会によるチェック機能が働いていなかった。

⑵　監査役監査体制等の不備

当社において実質的な内部監査は行われていなかった。

⑶　コンプライアンス意識の欠如

当社では、代表取締役自らが不適正な取引に関与するなど、会社全体としてコンプライアンス意識が欠如していた。

⑷　重要取引に対する社内決裁プロセスの形骸化

当社は、重要な資産を購入する際に、複数の仕入先候補から相見積りを取ることによる購入価格の適正性の検討といった適切な決裁プロセスを経ていなかった。

５　法令違反の事実関係

当社は、貸倒引当金の過少計上等により旧法第 172 条の２第１項及び第２項並びに

法第 172 条の４第２項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

① 第 X1 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
経常損益	1 億 200 万円	4,600 万円
当期純損益	6,100 万円	100 万円

② 第 X2 期第１四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
経常損益	▲2,600 万円	▲１億 4,400 万円
四半期純損益	▲1,600 万円	▲１億 4,400 万円
純資産額	6 億 600 万円	4 億 1,700 万円

③ 第 X2 期第２四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
経常損益	▲9,600 万円	▲2 億 1,500 万円
四半期純損益	▲1 億 4,400 万円	▲2 億 6,100 万円
純資産額	4 億 7,300 万円	2 億 9,500 万円

④ 第 X2 期第３四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
経常損益	▲1 億 6,600 万円	▲2 億 7,100 万円
四半期純損益	▲3 億 3,700 万円	▲4 億 4,000 万円
純資産額	2 億 8,100 万円	1 億 1,900 万円

⑤ 第 X2 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
経常損益	▲1 億 4,500 万円	▲2 億 4,100 万円
当期純損益	▲3 億 6,600 万円	▲4 億 5,900 万円
純資産額	2 億 5,300 万円	9,900 万円

⑥ 第 X3 期第１四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
純資産額	2 億 6,200 万円	1 億 1,800 万円

６ 課徴金額

９００万円

６　特別利益に関する虚偽記載

◎　不適正な会計処理の手法

（１）匿名組合清算配当金の過大計上

・匿名組合出資先の特別目的会社に不動産に係る信託受益権を譲渡した不動産流動化スキームについて、本来であれば認められない売却処理（オフバランス処理）を装い、不動産の買戻しによる当該スキームの終了時に匿名組合清算配当金を特別利益として過大計上した。（**【事例８】参照**）

（２）債務免除益の架空計上

・債権放棄を受けたとして架空の債務免除益を計上した。

【事例８】匿名組合清算配当金の過大計上

１　本事例の特色

本件は、匿名組合出資先の特別目的会社に不動産の信託受益権を譲渡する不動産流動化スキームにつき、本来、金融取引として会計処理すべきであったにもかかわらず、これを売却取引として会計処理することにより、不動産の買戻しによるスキーム終了時に匿名組合清算配当金を利益計上したものである。これにより、当社は、当期純損益について、本来は 16 億 6,200 万円の損失であったにもかかわらず、これを 41 億 1,200 万円の利益と記載した有価証券報告書などを開示した。（平成 21 年度勧告）

２　発行者である会社

小売業、東証一部上場

３　事案の概要

⑴　当社は、本店ビル等を対象とする不動産流動化スキームにおいて、当該不動産に係る信託受益権を特別目的会社（Ａ社）に譲渡した。Ａ社は、当該信託受益権の取得資金を当社からの匿名組合出資並びにＢ～Ｄ社からの融資及び匿名組合出資により調達していたが、当社は、Ａ社に対する匿名組合出資によるリスク負担割合が５％以下であるとして、本件流動化について売却処理（オフバランス処理）を行った。

これにより、当社は、Ａ社に対する信託受益権の譲渡時に売却益を計上するとともに、その後、本件不動産を買い戻して本件流動化スキームを終了させる際に、Ａ社から受けた匿名組合清算配当金を特別利益として計上した。

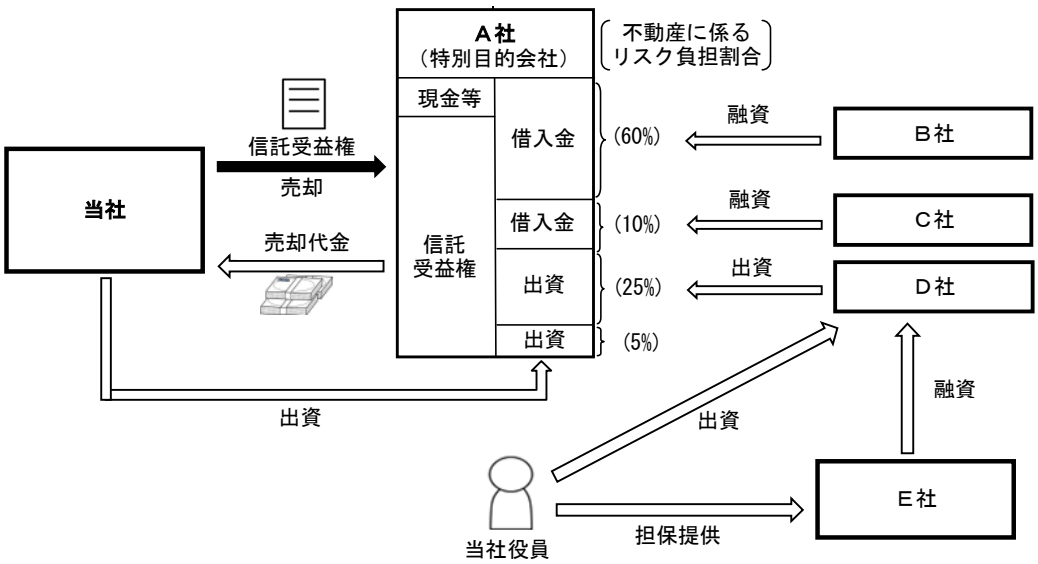

※　不動産が特別目的会社に適正な価額で譲渡されており、かつ、当該不動産に係るリスクと経済価値のほとんどすべてが、譲受人である特別目的会社を通じて他の者に移転していると認められる場合には、譲渡人は不動産の譲渡取引を売却取引として会計処理する。リスク負担割合がおおむね５％の範囲内であれば、リスクと経済価値のほとんどすべてが他の者に移転しているものとして取り扱うこととされている。

⑵　しかし、Ａ社に匿名組合出資を行ったＤ社は、当社の緊密者である前会長がその議決権のすべてを保有するとともに、同社の資金調達の過半について、前会長の保有する株式等による担保提供があることなどから、当社の子会社として連結対象とすべきであったにもかかわらず、当社は、Ｄ社の出資者が当社とは無関係の第三者であるかのように装っていた。

そして、当社とＤ社を合計すればＡ社に対する匿名組合出資によるリスク負担割合は５％を大幅に超過することから、本件流動化については、売却取引でなく金融取引として処理すべきであった。

⑶　したがって、当社のＡ社に対する信託受益権の譲渡は売却処理（オフバランス処理）とは認められないことから、本件不動産を買い戻してスキームを終了させる際に当該匿名組合清算配当金は本来発生することはなく、これを当社の特別利益として計上することはできないものであった。

４　不正の背景

⑴　社内牽制機能の不備

特定の役員に意思決定権限等が過度に集中するとともに、取締役会が定期的に開催されないなど、社内牽制機能が働いていなかった。

⑵　コンプライアンス意識の欠如

当社経営幹部において、適正な会計処理を行うことの重要性に関する認識及びコンプライアンス意識が欠如していた。

５　法令違反の事実関係

⑴　継続開示書類

当社は、匿名組合清算配当金の過大計上等により旧法第 172 条の２第１項及び第２項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

① 第 X1 期有価証券報告書

連結財務諸表の「重要な後発事象」の注記に、匿名組合清算配当金 49 億 2,000 万円が発生していると記載。

② 第 X2 期半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結中間純損益	71 億 4,500 万円	13 億 9,800 万円

③ 第 X2 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	41 億 1,200 万円	▲16 億 6,200 万円

④ 臨時報告書（X2 期中に提出）

本件不動産流動化スキームの終了に伴い、X2 期の個別決算及び連結決算において、特別利益として匿名組合清算配当金 49 億 2,000 万円を計上する予定と記載。

⑵ 発行開示書類

当社は、重要な事項につき虚偽の記載がある継続開示書類（⑴の①及び②）を参照書類とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、約 16 万株の株券を 123 億 3,771 万円で取得させた。

同社が行った上記の行為は、旧法第 172 条第１項第１号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

６ 課徴金額

２億５，３５３万円

（継続開示書類 計 678 万円、発行開示書類 ２億 4,675 万円）

７　特別損失に関する虚偽記載

◎　不適正な会計処理の手法

（１）貸倒引当金（繰入額）の不計上・過少計上

・役員等に対し金銭や当社の保有株式を貸し付けたものの、当該貸付に係る債権の回収可能性を適切に検討せず、貸倒引当金繰入額を過少に計上した。

・代表者が不正に支出した資金（長期貸付金等）について、貸倒引当金を計上しなかった。

・貸倒懸念債権（貸付金）について返済がなされたように見せかけ、貸倒引当金の計上を回避した。

・取引先の資金繰りが悪化したことにより、立替金及び貸付金の回収が困難になったことを認識していたにもかかわらず、貸倒引当金を計上しなかった。

・子会社の取引先に支払っていた前渡金が、取引先の資金繰り悪化により回収困難になっていたことを認識していたにもかかわらず、貸倒引当金を計上しなかった。

（２）投資有価証券評価損の不計上・過少計上

・当社が投資した海外の不動産プロジェクトを資金使途とする社債について、償還可能性の評価を誤り、投資有価証券評価損を計上しなかった。（**【事例９】参照**）

・連結子会社保有の株式について、実質価額の著しい低下を認識していたにもかかわらず、当該株式を簿価で第三者に売却したように装い、投資有価証券評価損を過少に計上した。

（３）減損損失の不計上・過少計上

・保有する固定資産についての減損の兆候に係る認識が適切ではなく、本来計上すべき減損損失が計上されなかった。（**【事例５】参照**）

・業績の低迷等により取得以降何ら利用されないままとなっていた土地について、減損損失を計上しなかった。（**【事例 10】参照**）

・建設仮勘定を固定資産に振り替えず、減損損失を計上しなかった。

・保有する著作権について、資産価値が全く認められないにもかかわらず、全額の減損処理を行わなかった。

（４）除却損失の過少計上

・資産価値のないソフトウェア仮勘定について除却を行わなかった。

（５）のれんの過大計上による損失の過少計上

・事業譲受で計上したのれんについて、資産のグルーピングや減損の兆候の有無の判定を誤り、減損会計の適用による特別損失を計上しなかった。（**【事例 11】参照**）

・過去に子会社であった関連会社の支配を再度獲得して子会社とした際の資本連結手続において、のれんを過大計上するとともに、本来計上すべき抱合せ株式消滅差損の計上を回避した。（**【事例 13】参照**）

・買収した子会社について、取得価額と子会社の純資産額の差額をのれんとして計上したが、何ら資産性がなく、全額損失処理すべきであった。

・子会社株式の取得価額が過大であった部分につき、本来は当該株式に係る損失を計上すべきところ、これを行わず、のれんの計上を行った。

（６）その他損失の過少計上

・海外ファンドに送金された資金を営業出資金として資産計上していたが、当該ファンドにおける運用の実態はなく、資金は社外流出していることから、使途不明金として損失計上すべきであった。

・取引先に対する貸付金について、その一部を相手方との合意により債務免除したが、当該債務免除について損失計上を行わなかった。

【事例９】投資有価証券評価損の不計上

１　本事例の特色

本件は、当社が投資した海外の不動産プロジェクトを資金使途とする社債について、償還可能性の評価を誤り、投資有価証券評価損を計上しなかったものである。これにより、当社は、四半期純損益について、本来は 60 億 2,500 万円の損失であったところ、72 億 4,200 万円の利益と記載した四半期報告書などを開示した。（平成 25 年度勧告）

２　発行者である会社

情報・通信業、東証一部上場

３　事案の概要

当社は、海外の不動産プロジェクトを資金使途とする社債（私募債）に投資していたが、社債発行者が経営破綻に陥ったことから、連帯保証人である海外法人（Ａ社）の資力に依拠して当該社債の回収可能性を評価していたところ、Ａ社の資力について、少なくとも、入手可能な最新の決算書による財政状態の確認や決算日後の変動の有無の確認等が必要であった。

そして、当社は、入手した決算書の決算日後において、Ａ社の財政状態が大幅に毀損した可能性をうかがわせる事象を把握したにもかかわらず、当該事象による影響の有無等について必要な確認を行わなかった結果、本来計上すべき投資有価証券評価損を計上しなかった。

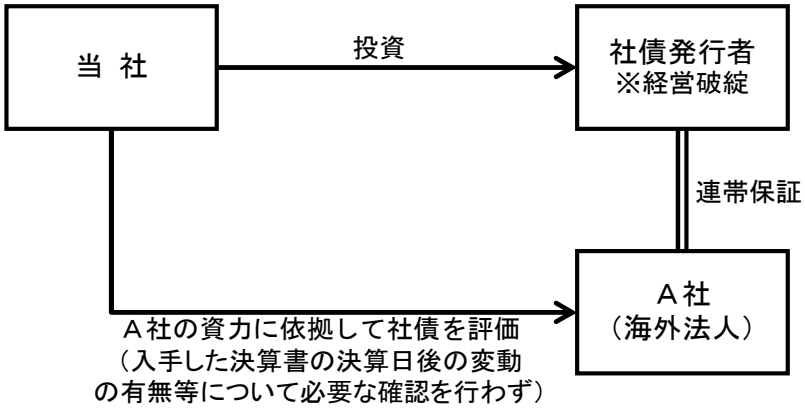

４　不正の背景

投資実行時において、運用規定や運用方針等が整備されておらず、また、社債管理担当者に相応の知識がないなど、海外の不動産プロジェクトに多額の投資を行う体制としては、杜撰な運用体制であった。

５　法令違反の事実関係

当社は、投資有価証券評価損の不計上等により法第 172 条の４第１項及び第２項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

①　第 X1 期第３四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	72 億 4,200 万円	▲60 億 2,500 万円

②　第 X1 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	103 億 5,700 万円	▲29 億 1,000 万円

６　課徴金額

８８４万９，９９９円

【事例 10】減損損失の不計上

1　本事例の特色

本件は、過去にソフトウェア開発等のための工場用地として取得した土地が、取得以降何ら利用されないままとなっていたにもかかわらず、減損会計の適用による損失処理を行わなかったものである。これにより、当社は、純資産額について、本来は 15 億 4,200 万円であったにもかかわらず、これを 20 億 300 万円と記載した有価証券報告書などを開示した。（平成 25 年度勧告）

2　発行者である会社

情報・通信業、東証ジャスダック上場

3　事案の概要

⑴　土地の過大計上及び減損会計の適用による特別損失の不計上

当社子会社であるＡ社は、平成 10 年にソフトウェア開発のための工場及び研修施設建設用地として取得した土地が、業績の低迷や技術進歩による事業所面積の縮小等により取得以降何ら利用されておらず、実質的には将来の用途が定まっていないにもかかわらず、これを遊休資産として適切な減損会計の適用による特別損失を計上せず、土地を過大に計上した。（図１参照）

⑵　仕掛品の過大計上

当社子会社であるＢ社は、当社グループ企業内で既に使用していた会計システムについて、市場での販売を目的として仕様変更作業（web 化）に着手したものの、その後、作業を中断した。

また、当社子会社であるＣ社は、開発済みの販売管理システムについて、更なる受注の獲得を目指して改良作業に着手したものの、他のシステム開発を優先したことから、作業を中断した。なお、その後、Ｃ社を吸収合併したＢ社は、改良作業の再開もせず、当該システムの販売活動を開始したものの、売上には全く結びつかなかった。

当社は、これら作業に係る費用を仕掛品として計上していたものであるが、中断時点以降、販売が見込まれる客観的事象がなく、実質的には資産としての価値は存在しなかったことからすれば、これらを一括して費用処理すべきであった。（図２参照）

（図１）土地の過大計上及び減損会計の適用による特別損失の不計上

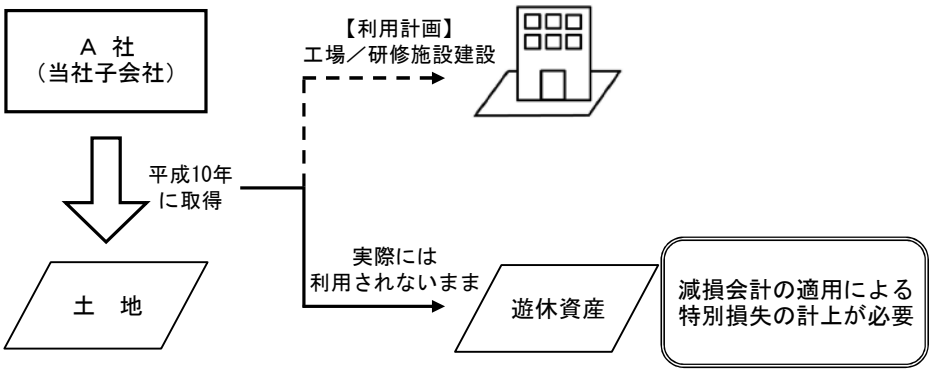

（図２）仕掛品の過大計上

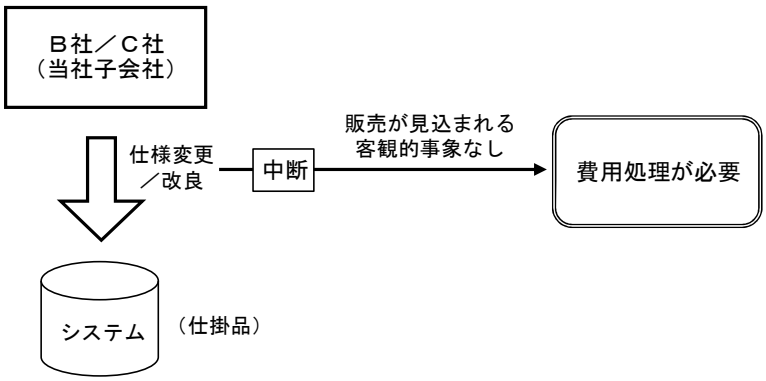

４　不正の背景

⑴　社内牽制機能の不備

会社トップが強い権限を有し、取締役会及び監査役会の監視・監督機能が十分に機能しなかった。また、完全な縦割りの組織体制になっており、社内の相互牽制機能が働かなかった。

⑵　経理・会計部門の脆弱性

経理事務担当者が極端に少なく、また、会計基準等に関する理解が不足しているなど事務処理体制が整備されていなかった。

５　法令違反の事実関係

当社は、土地の過大計上及び減損会計の適用による特別損失の不計上等により旧法第 172 条の２第１項並びに法第 172 条の４第１項及び第２項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

① 第 X1 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	20 億 300 万円	15 億 4,200 万円

② 第 X2 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	3,000 万円	▲4,100 万円
連結純資産額	20 億 4,200 万円	15 億 900 万円

③ 第 X3 期第１四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	20 億 1,300 万円	14 億 6,300 万円

④ 第 X3 期第２四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	▲4,800 万円	▲１億 2,700 万円
連結純資産額	19 億 8,000 万円	14 億 3,500 万円

⑤ 第 X3 期第３四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	▲2,800 万円	▲１億 200 万円
連結純資産額	20 億 500 万円	14 億 6,500 万円

⑥ 第 X3 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	17 億 4,800 万円	13 億 2,200 万円

⑦ 第 X4 期第１四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	17 億 2,400 万円	13 億 300 万円

⑧ 第 X4 期第２四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	17 億 3,500 万円	13 億 1,800 万円

⑨　第 X4 期第３四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	16 億 8,900 万円	12 億 7,800 万円

⑩　第 X4 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	18 億 4,200 万円	14 億 3,100 万円

⑪　第 X5 期第１四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	18 億 2,500 万円	14 億 1,800 万円

⑫　第 X5 期第２四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	18 億 5,800 万円	14 億 5,900 万円

６　課徴金額

２，７００万円

【事例 11】減損損失の不計上

1　本事例の特色

本件は、事業譲受で計上したのれんについて、資産のグルーピングや減損の兆候の有無の判定を誤り、減損会計の適用による特別損失を計上しなかったものである。これにより、当社は、当期純損益について、本来は 19 億 6,400 万円の損失であったところ、16 億 5,400 万円の損失と記載した有価証券報告書などを開示した。（平成 25 年度勧告）

2　発行者である会社

発行者①：サービス業、ジャスダック上場（完全子会社化に伴い上場廃止）

発行者②：サービス業、非上場

3　事案の概要

発行者①（以下「当社」という。）は、固定資産についての減損会計の適用に係る処理を誤った結果、以下の不適正な会計処理を行った。

⑴　のれんの過大計上及び減損会計の適用による特別損失の不計上

当社は、全国展開していたＡ社の在宅系サービス事業を承継し、都道府県別に設立された子会社 13 社の全株式を取得した上、Ａ社からの事業の譲受対価を各都道府県ごとに区分し、各子会社の純資産との差額をのれんとして資産計上した。

その後、当社は、事業承継当初の経営不効率を改善させること等を目的として、承継 13 法人を１つの法人に整理統合したが、統合後の会社全体で２期連続の営業赤字であっても翌期の損益計画上で黒字を見込んでいれば減損の兆候には該当しないとして、のれんの減損損失を計上しなかった。

しかしながら、当社は、事業承継時に 13 の各子会社ごとに事業の譲受対価を決定しており、その後ものれんの償却管理を都道府県別で行っていることや、13 社の統合後も損益は都道府県単位よりも詳細な事業所単位で把握しており、それらを集計すれば都道府県単位で損益を把握することが容易に可能であったことから、本来、都道府県単位で減損の兆候の判定や減損損失の認識・測定に係る検討を行い、適切に減損損失を計上すべきであった。

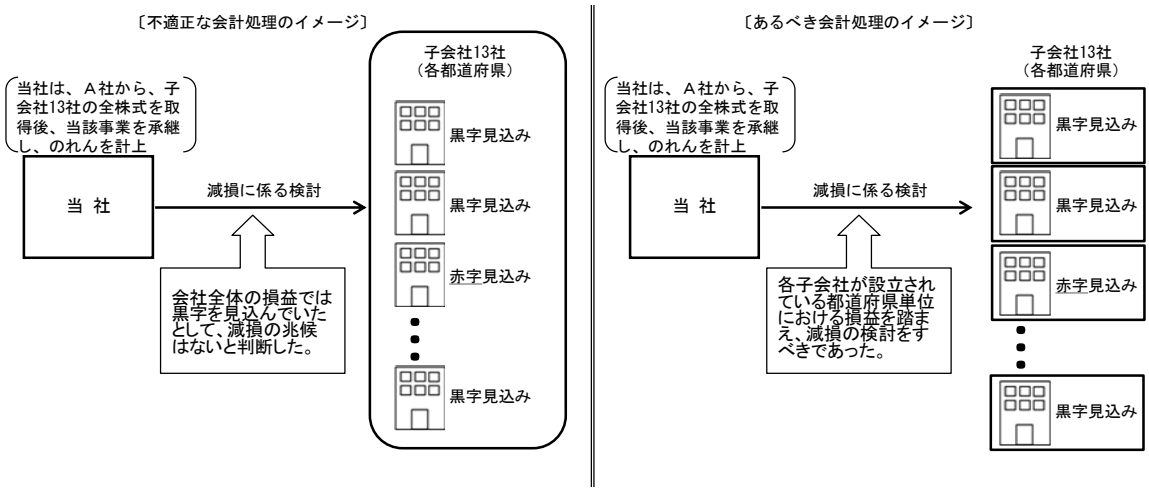

⑵　賃貸不動産の過大計上及び減損損失の過少計上

当社グループ所有の土地・建物について、自社使用から賃貸目的に使用方法を変更したところ、当該期末において減損損失の適用の検討を怠っていた。また、翌期においては、減損会計の適用を検討し、減損損失の測定に当たり、本社における管理経費や固定資産税等の営業費用を一切控除しないまま賃貸収入のみに基づき将来キャッシュフローを過大に見積もるなどした結果、減損損失を適切に計上せず、賃貸不動産を過大に計上した。

4　不正の背景

当社の経理・会計処理マニュアルが、会計基準の高度化等に対して適応できるだけの水準では整備されておらず、経理・会計処理担当の個人的な知識や経験に依存しているなど、組織として統一した基準による会計処理が行われていなかった。

5　法令違反の事実関係

当社は、のれんの過大計上及び減損会計の適用による特別損失の不計上等により旧法第 172 条の２第１項並びに法第 172 条の４第１項及び第２項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

①　第 X1 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	▲16 億 5,400 万円	▲19 億 6,400 万円
連結純資産額	7 億 5,300 万円	4 億 5,500 万円

②　第 X2 期第１四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	9 億 2,500 万円	6 億 3,400 万円

③　第 X2 期第２四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	8 億 8,600 万円	6 億 200 万円

④　第 X2 期第３四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	10 億 1,600 万円	7 億 3,900 万円

⑤　第 X2 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	11 億 2,400 万円	8 億 6,400 万円

⑥　第 X3 期第１四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	9 億 800 万円	6 億 5,400 万円

⑦　第 X3 期第２四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	10 億 8,600 万円	8 億 3,600 万円

⑧　第 X3 期第３四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	15 億 1,600 万円	12 億 7,100 万円

⑨　第 X3 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	5 億 8,400 万円	3 億 2,100 万円
連結純資産額	15 億 8,000 万円	10 億 5,800 万円

⑩　第 X4 期第１四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	15 億 5,900 万円	9 億 9,800 万円

⑪　第 X4 期第２四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	15 億 9,500 万円	10 億 3,900 万円

⑫　第 X4 期第３四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	1 億 4,600 万円	▲3,100 万円
連結純資産額	16 億 5,700 万円	9 億 5,600 万円

⑬　第 X4 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	4 億 9,400 万円	▲8,900 万円

６　課徴金額

２，１００万円

※　発行者①は発行者②との合併により消滅しているため、法第 176 条第４項の規定により、発行者①がした行為は、合併後存続した法人である発行者②がした行為とみなされることになり、発行者①に対する課徴金は、発行者②に対して課されることになる。

８　資産に関する虚偽記載

◎　不適正な会計処理の手法

（１）売上債権の過大計上

・取引先から設計システム購入にあたっての資金の融通を依頼された当社が、販売元からシステムを仕入れて取引先に販売し、売上及び売掛債権を計上したが、この取引に要した資金は実質的には取引先への貸付金であり、売掛債権として計上すべきものではなかった。

（２）棚卸資産の架空・過大計上

・顧客からシステム開発業務の契約を解除されたにもかかわらず、システム開発に係る仕掛品を費用とせず、棚卸資産として計上し続けた。

・収益性が低下していた棚卸資産について評価損を計上せず、棚卸資産を過大に計上した。

・金額の妥当性が検証できないものや、原価配賦計算に合理性が認められないものを、棚卸資産として計上した。

・売掛金の回収偽装に協力した会社に対し、協力会社が回収偽装に要した資金を補填するために、機械及び装置を購入したかのように装った。

（３）土地の過大計上

・取得を断念することとなった土地の取得費用として支出済みの金額について、損失処理することなく、その後に取得した別の土地の取得費用であることとして合算することにより土地を過大に計上した。（**【事例 12】参照**）

（４）リース資産の架空・過大計上

・スルー取引や循環取引を行い、架空のリース資産を取得したかのように装った。

・架空のリース資産を計上した上、架空のリース収入を計上して辻褄を合わせていた。

（５）無形固定資産の架空・過大計上

a）のれん

・過去に子会社であった関連会社の支配を再度獲得して子会社とした際の資本連結手続において、当初子会社化から再子会社化までの間の同社に対する投資損失等を適切に反映させず、のれんを過大計上した（**【事例 13】参照**）

・買収先企業の企業価値を不当に高く見積り、当該株式を本来の価格より高値で買取ることにより、本来は計上できないのれんを計上した。（**【事例 14】参照**）

・債務超過となっていた買収先の株式の実質価額の回復可能性に係る裏づけを有しないまま、本来は計上できないのれんを計上した。
・実在性のないのれんを架空計上する一方、その取得名目で支出した資金を架空売上により還流させた。
・実態のない事業を譲り受け、のれんを計上した。

b) ソフトウェア
・ソフトウェアを架空計上した上、減損処理を行わなかった。
・循環取引に用いる資金を捻出し、ソフトウェアを取得したかのように計上した。
・取得したソフトウェア資産について虚偽の見積書等を作成し、実際の取得価額よりも多く計上した。

c) 著作権
・保有する著作権について、全額の減損処理を行わず、過大に計上した。

（６）投資有価証券の過大計上
・簿外ファンドに含み損を抱える運用資産を簿価で買取らせることにより、投資有価証券の評価額を過大に計上した。(**【事例 14】参照**)
・保有する非上場株式について実質価額が著しく下落していたにもかかわらず、評価損を計上しなかった。

（７）関係会社株式の過大計上
・関係会社株式の減損処理に当たり、適正な会計基準による処理を行わず、関係会社株式を過大に計上した。

（８）出資金の架空計上
・株式上場前からスルー取引や循環取引を行い、出資金を架空計上した。

（９）前渡金の過大計上
・架空の売掛債権の回収偽装の資金として、前渡金の名目で資金を流出させた。

【事例 12】土地の過大計上

1　本事例の特色

本件は、取得を断念することとなった土地の取得費用として支出済みの金額について、損失処理することなく、その後に取得した別の土地の取得費用であることとして合算することにより土地を過大に計上したものである。これにより、当社は、連結純資産について、本来は 4 億 4,700 万円であったにもかかわらず、これを 17 億 3,700 万円と記載した有価証券報告書などを開示した。（平成 25 年度勧告）

2　発行者である会社

水産・農林業、東証二部上場

3　事案の概要

⑴　土地の過大計上

当社は、平成７年に、当社の取引先（Ａ社）との間で不動産コンサルタント契約及びＸ土地に係る不動産仮売買契約を締結した上で、平成９年までに、Ａ社に対してＸ土地取得のために不動産売買手付金等を支払い、当該取得費用を建設仮勘定として資産計上した。その後、平成 10 年にＸ土地の取得を断念することとなった際に、本来は、支出済みの取得費用を全額損失処理すべきであったところ、これを行わず、建設仮勘定のまま資産計上し続けた。さらに、当社は、平成 13 年に、Ｙ土地を取得する際に、地権者から直接購入することが可能であったにもかかわらず、Ａ社を介在させ、Ａ社が支払った土地の取得費用にＸ土地の取得費用を上乗せした価額で購入することにより、Ｘ土地の取得費用をＹ土地の取得費用に合算した。これにより、当社は、Ｘ土地の取得費用の損失計上を回避し、Ｙ土地を過大に計上した。

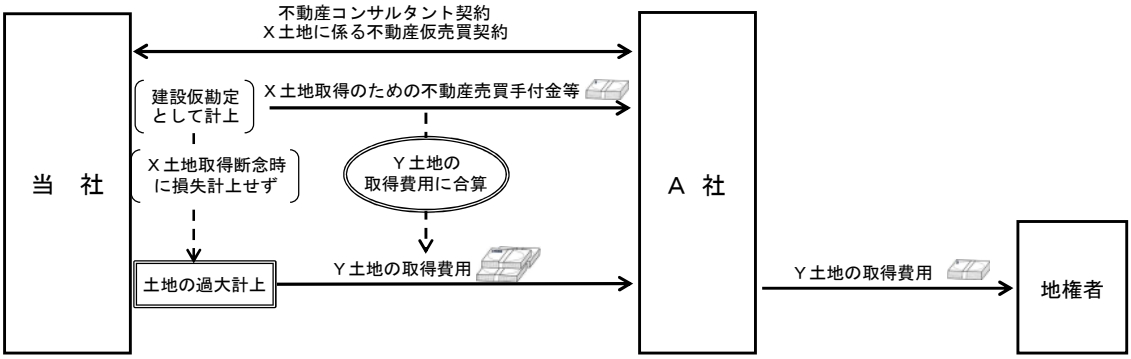

⑵　広告宣伝費の過少計上

当社は、第 X4 期に締結した広告宣伝業務契約について、第 X4 期中に広告宣伝業

務の大半の役務提供を受けたにもかかわらず、その対価を 30 ヶ月の分割払いにより支払う契約となっていたことを理由として、広告宣伝費を 30 ヶ月にわたり分割支払いの都度費用計上した。これにより、第 X4 期中に役務提供を受けた広告宣伝業務に係る費用の一部を翌期以降に繰り延べて計上し、第 X4 期の広告宣伝費を過少に計上した。

4　不正の背景

⑴　企業風土、意識に問題があったこと

創業者である会社トップが長期間にわたって強い権限を有していたため、当社幹部が会社トップの顔色を伺うような企業風土が醸成されており、会社トップからの暗黙の重圧により黒字決算を維持しなければならないという風潮が生まれていた。

⑵　経営管理組織の機能不全

経営管理組織の基幹をなす部長等が短いサイクルで入れ替わるなど、幹部の定着率が低く、この結果、幹部が本来の職務権限を行使できず、監督・指示・報告体制が機能不全に陥っていた。

5　法令違反の事実関係

当社は、土地の過大計上及び広告宣伝費の過少計上等により旧法第 172 条の２第２項並びに法第 172 条の４第１項及び第２項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

①　第 X1 期第３四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	56 億 5,300 万円	44 億 9,800 万円

②　第 X2 期第１四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	50 億 6,100 万円	39 億 400 万円

③　第 X2 期第２四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	50 億 500 万円	38 億 4,900 万円

④　第 X4 期第１四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	56 億 6,700 万円	44 億 9,700 万円

⑤　第 X4 期第２四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	48 億 4,000 万円	34 億 9,900 万円

⑥　第 X4 期第３四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	▲16 億 200 万円	▲18 億 9,200 万円
連結純資産額	47 億 2,200 万円	32 億 6,800 万円

⑦　第 X4 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	▲21 億 7,100 万円	▲25 億 400 万円
連結純資産額	41 億 6,900 万円	26 億 7,200 万円

⑧　第 X5 期第１四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	32 億 1,300 万円	17 億 4,400 万円

⑨　第 X5 期第２四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	25 億 1,800 万円	10 億 8,700 万円

⑩　第 X5 期第３四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	24 億 7,700 万円	10 億 9,100 万円

⑪　第 X5 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	22 億 4,300 万円	9 億 1,000 万円

⑫　第 X6 期第１四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	17 億 3,700 万円	4 億 4,700 万円

６　課徴金額

２，２５０万円

【事例 13】のれんの過大計上

1　本事例の特色

本件は、過去に子会社であった関連会社の支配を再度獲得して子会社とした際の資本連結手続において、同社に対する過去の投資損失等を適切に反映させず、のれんを過大計上するなどしたものである。これにより、当社は、純資産額について、本来は 37 億 300 万円であったにもかかわらず、これを 46 億 8,300 万円と記載した有価証券報告書などを開示した。（平成 25 年度勧告）

2　発行者である会社

小売業、ジャスダック上場

3　事案の概要

当社は、過去に株式を取得して子会社化したＡ社について、Ａ社がＢ社を吸収合併したことから、一時期当社の関連会社となっていたが、第 X1 期第１四半期に再度Ａ社の株式を取得して子会社とした。この取引について、当社は、実施予定のファイナンスを有利に進めるため、Ａ社の当初子会社化から再子会社化までの間のＡ社に対する投資損失（持分法による投資損益等の累計額）を全く反映させず、投資簿価（当初子会社化の際の株式取得価額と再子会社化の際の株式の追加取得価額の合計額）を用いてＡ社の資本と相殺消去する資本連結手続を行った結果、のれんを過大に計上するとともに、本来計上すべき抱合せ株式消滅差損の計上を回避したものである。

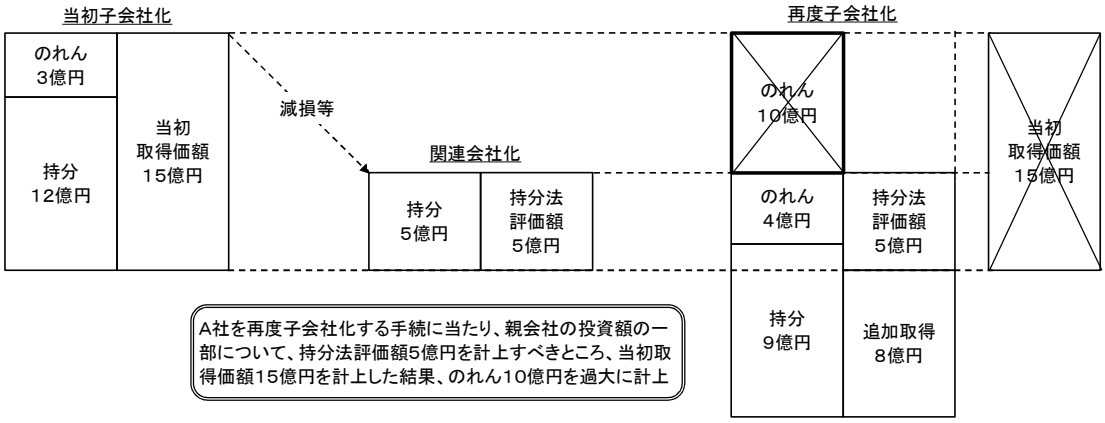

4　不正の背景

⑴　経理・会計部門の脆弱性

経理部門に連結決算及び企業再編に関して専門的知識を有する者がおらず、また、合併等の重要な事項に関して会計処理の問題点の有無等を検討する体制も不十分

であった。

⑵　コンプライアンス意識の欠如

業績の下方修正を回避する目的で経済実態と齟齬した会計処理を行い、ファイナンスの成功等当社にもたらす利益を最重要視するなど、コンプライアンス意識が欠如していた。

５　法令違反の事実関係

⑴　継続開示書類

当社は、のれんの過大計上及び抱合せ株式消滅差損の過少計上等により法第 172 条の４第１項及び第２項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

①　第 X1 期第１四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	46 億 8,300 万円	37 億 300 万円

②　第 X1 期第２四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
四半期純損益	▲1 億 8,100 万円	▲11 億 3,600 万円

③　第 X1 期第３四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
四半期純損益	▲2,200 万円	▲9 億 5,200 万円

④　第 X1 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
当期純損益	2 億 9,200 万円	▲6 億 1,200 万円

⑵　発行開示書類

①　当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（⑴の①）を組込情報とする有価証券届出書（第１回及び第２回新株予約権付社債）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、新株予約権付社債を 16 億 5,000 万円で取得させた。

②　当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（⑴の④）を組込情報とする有価証券届出書（第２回新株予約権証券）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、20 個の新株予約権を１億 113 万 5,700 円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。

③　当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（⑴の④）を組込情報とする有価証券届出書（第３回新株予約権付社債）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、新株予約権付社債を２億円で取得させた。

④　当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（⑴の④）を組込情報とする有価証券届出書（第４回及び第５回新株予約権付社債）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、新株予約権付社債を１億 7,000 万円で取得させた。

同社が行った上記①～④の行為は、法第 172 条の２第１項第１号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

６　課徴金額

１億１４５万円

（継続開示書類　計 600 万円、発行開示書類　計 9,545 万円）

【事例 14】投資有価証券の過大計上

1　本事例の特色

本件は、投資運用により抱えた多額の含み損の計上を回避するため、海外の簿外ファンドに対して当該運用資産を簿価で買取らせること等により、連結財務諸表から含み損を抱えた資産（投資有価証券等）及び負債を分離させるとともに、買収資金等の名目で支出した資金を当該簿外ファンドに還流させることにより、簿外処理を行った損失（含み損）を連結財務諸表上のれんとして資産計上することなどが行われていたものである。これにより、当社は、連結純資産について、本来は 2,249 億 5,100 万円の純資産であったにもかかわらず、これを 3,448 億 7,100 万円の純資産と記載した有価証券報告書などを開示した。（平成 24 年度勧告）

2　発行者である会社

精密機器、東証一部上場

3　事案の概要

⑴　当社は、バブル崩壊以降抱えた有価証券投資・デリバティブ取引等の運用に係る多額の含み損の損失計上を先送りするため、海外に連結対象外の複数のファンドを組成し、当社の資産を担保にして簿外ファンドに金融機関から資金調達させるなどした上、含み損を抱える運用資産等を当該簿外ファンドに簿価で買い取らせることにより、連結貸借対照表から含み損を抱える資産及び負債を分離させる簿外処理を行っていた。

しかし、当社は簿外ファンドの意思決定機関を実質的に支配していたことから、本来であれば、簿外ファンドを連結の範囲に含めて含み損を抱える運用資産を資産計上するとともに、当該簿外ファンドに対する出資に係る投資有価証券の連結消去及び簿外ファンドの外部借入れの負債計上等の会計処理を行うべきであった。

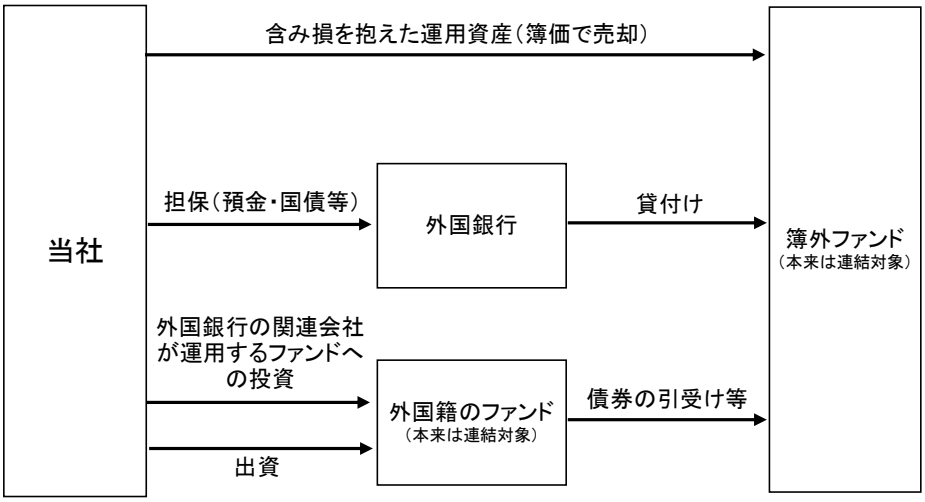

⑵　また、当社は、以下の手法によって当社の資金を簿外ファンドに還流させることにより、簿外ファンドが当社の運用資産を買い取るために要した資金の返済（銀行借入金の返済、投資ファンドの出資金の償還）を支援していた。

①　簿外ファンドに国内の非公開会社３社の株式を取得させた上で、楽観的な事業計画を策定してこれら３社の企業価値を不当に高く見積り、当社が当該株式を高値で買い取った。

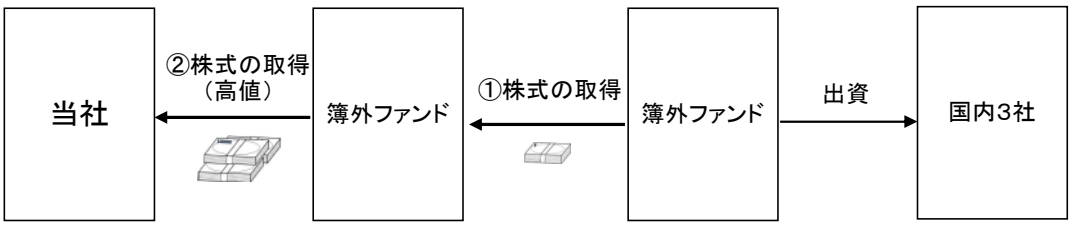

②　海外事業会社（Ｂ社）の買収に当たって、以下の図のように、簿外ファンドに資金を還流させる目的で、フィナンシャル・アドバイザー（Ａ社）に買収に伴う成功報酬（現金、コールオプション、ワラント引受権）を過大に支払うとともに、Ａ社の関連会社であるＣ社に対してコール・オプションを消滅させる代わりにＢ社の優先株を発行させた上で、当社がＣ社よりＢ社優先株及びワラント引受権を高値で買い取った。

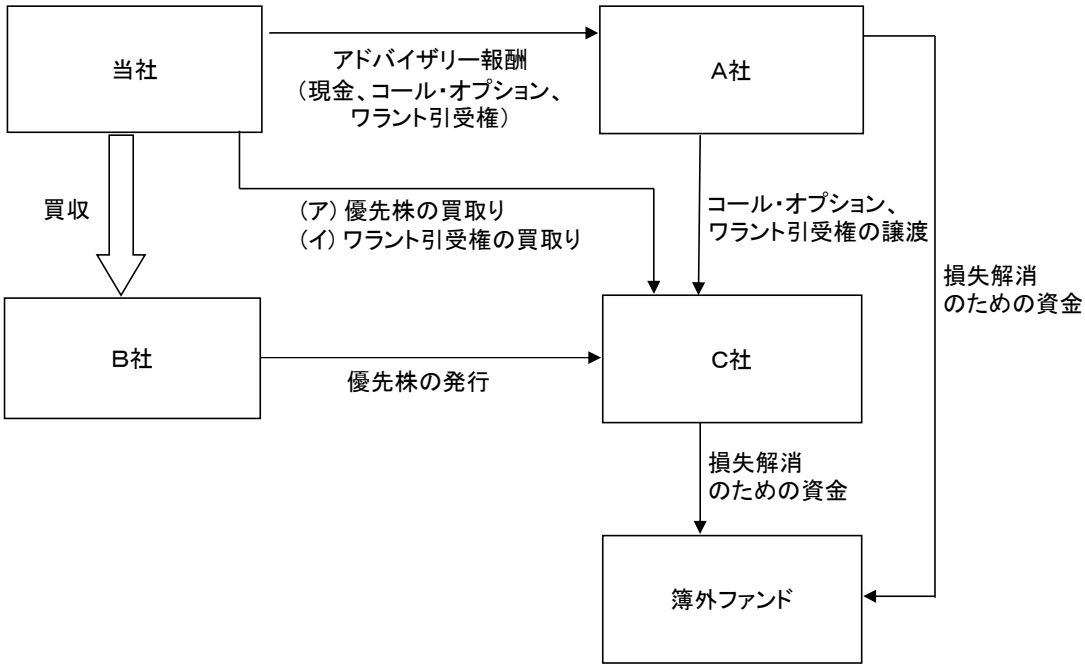

上記の国内３社の株式取得、優先株及びワラント引受権の買取りに関連して、当社はのれんを資産計上し、これを規則的に償却し、あるいは減損処理することにより、帳簿上で時間をかけて損失処理していた。

しかし、国内３社の株式については、当該会社の超過収益力を見込んで取得価額が決定されたものでないこと、また、優先株やワラント引受権の買取り代金は、簿外ファンドに資金を還流させる目的で支払われたものであることから、のれんとして計上すべきものではなかった。

４　不正の背景

⑴　内部統制の不備、取締役会・監査役会の機能不全

本件は、経営幹部主導により行われたものであるところ、当社では、経営幹部により不正が行われることを想定したリスク管理体制がとられておらず、内部通報制度も適切に構築されていなかった。

また、取締役会や監査役会の監視機能が十分に機能していなかった。

⑵　企業風土、意識に問題があったこと

会社トップが長期間にわたって強い権限を有し、会社内部では自由に意見を言えないという企業風土が醸成されており、役員の間でも、コンプライアンス意識が欠如していた。

⑶　人事ローテーションの機能不全

当社は、同一人に長期間にわたって重要な資産運用等の業務を担当させることが可能な体制をとり、かつ、そのような人的運用をしており、公正であるべき人事が歪められていた。

５　法令違反の事実関係

当社は、投資有価証券の過大計上等により旧法第 172 条の２第１項及び第２項並びに法第 172 条の４第１項及び第２項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

①　第 X1 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	3,448 億 7,100 万円	2,249 億 5,100 万円

②　第 X2 期中間期半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	3,724 億 7,300 万円	2,489 億 6,500 万円

③　第 X2 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	3,678 億 7,600 万円	2,428 億 7,700 万円

④　第 X3 期第１四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	3,669 億 4,800 万円	2,406 億 2,800 万円

⑤　第 X3 期第２四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	3,439 億 1,000 万円	2,118 億 9,700 万円

⑥　第 X3 期第３四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	2,412 億 8,100 万円	1,104 億 2,800 万円

⑦　第 X3 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	1,687 億 8,400 万円	1,105 億 9,400 万円

⑧　第 X4 期第１四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	1,859 億 4,100 万円	1,271 億 2,400 万円

⑨　第 X4 期第２四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	2,042 億 9,800 万円	1,468 億 2,100 万円

⑩　第 X4 期第３四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	2,149 億 5,200 万円	1,582 億 5,100 万円

⑪　第 X4 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	2,168 億 9,100 万円	1,631 億 4,200 万円

⑫　第 X5 期第１四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	1,859 億 2,200 万円	1,324 億 800 万円

⑬　第 X5 期第２四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	1,804 億 8,200 万円	1,282 億 5,500 万円

⑭　第 X5 期第３四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	1,601 億 7,300 万円	1,094 億 8,800 万円

⑮　第 X5 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	1,668 億 3,600 万円	1,155 億 8,900 万円

⑯　第 X6 期第１四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	1,511 億 4,700 万円	1,017 億 5,100 万円

６　課徴金額

１億９，１８１万９，９９４円

９　負債に関する虚偽記載

◎　不適正な会計処理の手法

（１）前受金の過少計上

・事業年度末における未実施の授業数に対応する授業料入金額を前受金として処理しなかった。（**【事例 15】参照**）

（２）未払金の過少計上

・架空のソフトウェア資産を対象としたリース契約を締結して費用の繰延べを行い、未払金の過少計上を行った。

（３）退職給付引当金の過少計上

・退職金制度の大幅な変更の際、退職給付債務等の数理計算業務の委託先に提出する基礎データの作成を誤った。

【事例 15】前受金の過少計上

1　本事例の特色

本件は、学習塾の経営等を行っていた当社が、毎月の授業料の請求等をもって計上した売上について、各事業年度末における未実施の授業数に対応する入金額を前受金として処理することなく、売上を過大に計上するなどしたものである。これにより、当社は、当期純損益について、本来は３億 700 万円であったにもかかわらず、これを６億 6,100 万円と記載した有価証券報告書などを開示した。（平成 25 年度勧告）

2　発行者である会社

サービス業、東証一部上場

3　事案の概要

⑴　当社は、学習塾の経営及び家庭訪問による学習指導業務等を行っていたところ、毎月の授業料の請求等をもって計上した売上について、各事業年度末において未実施の授業数に対応する入金額は、本来、前受金として処理した上で、売上を取り消すべきであった。

しかしながら、当社は、このような場合にも、

①　前日までに事前連絡のないまま、授業当日に生徒が欠席したこととする（「当日欠席」）

②　授業実施の有無が記録されるアルバイト講師に代わって、専任講師や社員が授業を実施したこととする（「社員授業」）

③　志望校に合格して退会した生徒について未実施の授業数が残っていた場合等には、その生徒の保護者から「納入済みの授業料の返還は不要」との明示又は黙示による了解を得たこととする（「ご祝儀」）

等の処理を行い、授業料の返還義務が発生しなかったものと仮装することにより、売上を過大に計上した。

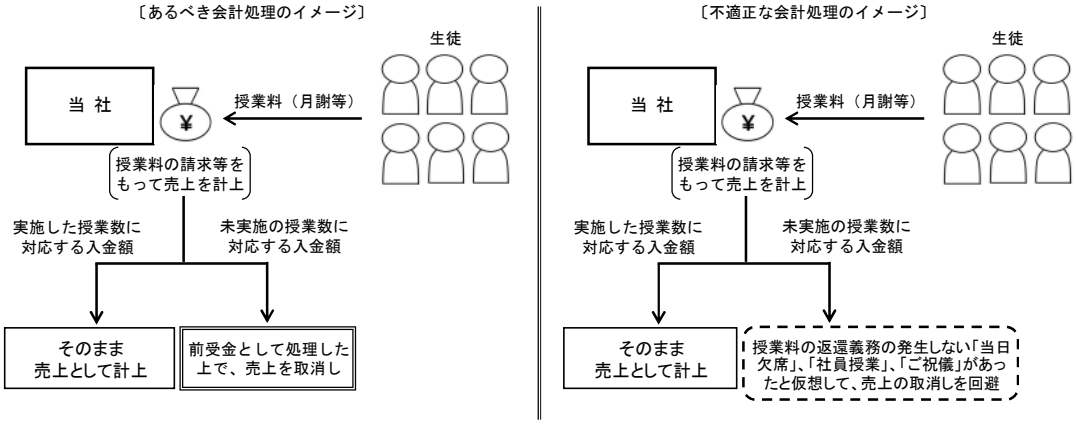

⑵　当社の子会社は、無料で実施した授業や授業料単価を値引きして行った授業について、正規の授業料単価に基づき授業が行われたものとして売上を過大計上した。

４　不正の背景

⑴　業績至上主義の企業風土

売上業績に過度に重きを置く経営方針の下、数値目標の達成・未達成に応じた人事評価体制がとられたこともあり、「目標を達成するためには不適正な売上計上もやむを得ない」といった意識が蔓延していた。

⑵　管理部門の機能不全

業績至上主義の社内において、契約書類のデータ入力や授業料の入金管理業務を行う管理部門の立場・発言力が弱く、営業部門に対するチェック機能が形骸化しているなど、十分な役割を果たしていなかった。

５　法令違反の事実関係

⑴　継続開示書類

当社は、前受金の過少計上及び売上の過大計上等により旧法第 172 条の２第１項並びに法第 172 条の４第１項及び第２項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

①　第 X1 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	6 億 6,100 万円	3 億 700 万円
連結純資産額	21 億 400 万円	15 億 4,600 万円

②　第 X2 期第２四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	4 億 2,200 万円	1 億 9,700 万円
連結純資産額	23 億 2,900 万円	15 億 4,700 万円

③　第 X2 期第３四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	17 億 9,800 万円	13 億 9,000 万円

④　第 X2 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	13 億 7,100 万円	11 億 4,400 万円
連結純資産額	26 億 6,300 万円	18 億 7,900 万円

⑤　第 X3 期第１四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	21 億 1,400 万円	14 億 3,600 万円

⑥　第 X3 期第２四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	4 億 8,100 万円	2 億 2,200 万円
連結純資産額	26 億 2,500 万円	15 億 8,200 万円

⑦　第 X3 期第３四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	21 億 5,200 万円	14 億 4,000 万円

⑧　第 X3 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	13 億 6,600 万円	8 億 7,000 万円
連結純資産額	28 億 8,700 万円	16 億 800 万円

⑨　第 X4 期第１四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	19 億 6,300 万円	9 億 3,800 万円

⑩　第 X4 期第２四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	3 億 6,400 万円	1 億 500 万円
連結純資産額	27 億 3,800 万円	12 億円

⑪　第 X4 期第３四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	23 億 9,600 万円	9 億 7,800 万円

⑫　第 X4 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	12 億 9,500 万円	8 億 3,400 万円
連結純資産額	33 億 2,300 万円	15 億 8,200 万円

⑬　第 X5 期第１四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	25 億 5,700 万円	6 億 7,500 万円

⑭　第 X5 期第２四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	5 億 6,000 万円	4,300 万円
連結純資産額	34 億 3,400 万円	11 億 7,600 万円

⑮　第 X5 期第３四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	6 億 6,500 万円	4,100 万円
連結純資産額	34 億 6,800 万円	11 億 400 万円

⑯　第 X5 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	15 億 2,700 万円	1 億 5,000 万円
連結純資産額	56 億 5,100 万円	25 億 3,300 万円

⑰　第 X6 期第１四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	▲4 億 7,900 万円	▲8 億 9,400 万円
連結純資産額	62 億 3,200 万円	26 億 9,900 万円

⑱　第 X6 期第２四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期純損益	1 億 8,400 万円	▲7 億 800 万円
連結純資産額	112 億 9,100 万円	72 億 8,000 万円

⑵　発行開示書類

①　当社は、重要な事項につき虚偽の記載がある継続開示書類（⑴の⑧及び⑨）を参照書類とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、600,000 個の新株予約権証券を 42 億 310 万円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。

②　当社は、重要な事項につき虚偽の記載がある継続開示書類（⑴の⑫及び⑬）を参照書類とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、623,633 個の新株予約権証券を 42 億 8,101 万 1,096 円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。

同社が行った上記①及び②の行為は、旧法第 172 条第１項第１号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

６　課徴金額

４億１，４７７万円

（継続開示書類　計 3,300 万円、発行開示書類　計 3 億 8,177 万円）

10　純資産に関する虚偽記載

◎　不適正な会計処理の手法

（１）純資産額の過大計上

・土地・建物等を現物出資財産とする第三者割当増資を行うに当たり、当該現物出資財産を構成する不動産を過大に評価し、純資産額を過大に計上した。（**【事例16】参照**）

【事例 16】純資産額の過大計上

1　本事例の特色

本件は、土地・建物等を現物出資財産とする第三者割当増資を行うに当たり、当該現物出資財産を構成する不動産の評価額を過大にし、純資産額を過大に計上するなどしたものである。これにより、当社は、純資産額について、本来は 1,800 万円の債務超過であったにもかかわらず、これを３億 2,500 万円の資産超過と記載した有価証券報告書などを開示した。（平成 25 年度勧告）

2　発行者である会社

サービス業、東証二部上場

3　事案の概要

当社は、２期連続の債務超過による上場廃止を回避するため、Ａ社所有のクラブハウス、付属建物及びその敷地を現物出資財産とする第三者割当増資を行った。その際、当社は、現物出資財産を構成する土地・建物の不動産鑑定評価額を水増しすることを企て、Ａ社との間で、現物出資後にクラブハウスを賃料月額 400 万円で当社がＡ社に賃貸することを内容とする合意書を取り交わし、月額 400 万円の賃料を前提としたクラブハウスの鑑定評価に基づき現物出資を受けた。しかしながら、当社は、Ａ社の代表取締役ｘ氏が別に代表取締役を務めるＢ社との間で、上記賃料を減額する趣旨で、当社がＢ社に月額 300 万円を業務委託料名目で支払う旨合意していた。

この結果、当社は、現物出資財産を構成するクラブハウスを過大に評価し、純資産額を過大に計上した。

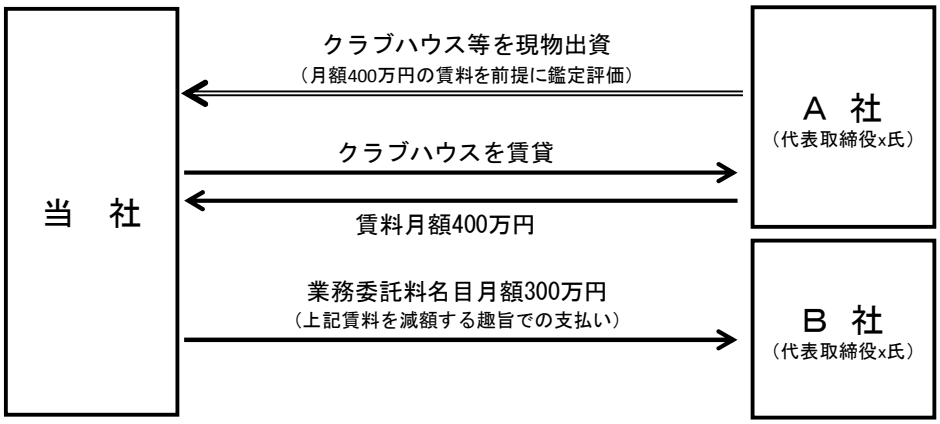

4　法令違反の事実関係

⑴　継続開示書類

当社は、投資不動産及び純資産額の過大計上等により旧法第 172 条の２第１項並

びに法第 172 条の４第１項及び第２項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」以下の有価証券報告書等を提出した。

① 第 X1 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	3 億 2,500 万円	▲1,800 万円

② 第 X2 期第１四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	6,200 万円	▲2 億 8,200 万円

③ 第 X2 期第２四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	▲1 億 9,800 万円	▲5 億 4,300 万円

④ 第 X2 期第３四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	▲3 億 1,600 万円	▲6 億 8,700 万円

⑤ 第 X2 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失又は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結当期純損益	▲9 億 2,800 万円	▲9 億 6,300 万円
連結純資産額	▲2 億 2,900 万円	▲6 億 800 万円

⑥ 第 X3 期第１四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	▲3 億 5,200 万円	▲7 億 4,000 万円

⑦ 第 X3 期第２四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	▲2 億 7,300 万円	▲6 億 6,900 万円

⑧ 第 X3 期第３四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は損失又は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結四半期経常損益	▲5,100 万円	▲7,700 万円
連結四半期純損益	▲2 億 1,900 万円	▲2 億 4,500 万円
連結純資産額	▲2 億 7,100 万円	▲6 億 7,500 万円

⑨　第 X3 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	3 億 3,000 万円	▲8,200 万円

⑩　第 X4 期第１四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	1 億 4,400 万円	▲2 億 7,700 万円

⑪　第 X4 期第２四半期報告書（100 万円未満は切捨て、▲は債務超過）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	6,000 万円	▲3 億 6,900 万円

⑫　第 X4 期第３四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	5 億 3,000 万円	9,100 万円

⑬　第 X4 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	6 億 8,300 万円	2 億 3,500 万円

⑭　第 X5 期第１四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	9 億 8,400 万円	5 億 2,700 万円

⑮　第 X5 期第２四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	9 億 6,300 万円	4 億 9,800 万円

⑯　第 X5 期第３四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	8 億 7,600 万円	4 億 200 万円

⑰　第 X5 期有価証券報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	6 億 6,400 万円	2 億 4,200 万円

⑱　第 X6 期第１四半期報告書（100 万円未満は切捨て）

	提出書類の記載	正当な記載
連結純資産額	5 億 6,800 万円	1 億 4,600 万円

⑵　発行開示書類

①　当社は、現物出資財産を構成する土地・建物の合計価額が、公平性の担保された過程を経て決定された価額であるかのように記載した有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、１億 1,661 万 9,100 株の株式を 29 億 1,547 万 7,500 円で取得させた。

②　当社は、平成 20 年５月 21 日から平成 21 年５月 20 日までの連結会計期間につき、投資不動産及び純資産額の過大計上等により、同期間における連結純資産額が 1,800 万円の債務超過であったにもかかわらず、これを３億 2,500 万円の資産超過と記載するなどした同期間における連結貸借対照表を掲載した有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、522 万 9,000 株の株式を 8,000 万 3,700 円で取得させた。

③　当社は、平成 20 年５月 21 日から平成 21 年５月 20 日までの連結会計期間につき、投資不動産及び純資産額の過大計上等により、同期間における連結純資産額が 1,800 万円の債務超過であったにもかかわらず、これを３億 2,500 万円の資産超過と記載するなどした同期間における連結貸借対照表を掲載した有価証券届出書（新株予約権証券）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、192 個の新株予約権証券を９億 4,454 万 4,000 円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。

④　当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（⑴の①及び③）を組込情報とする有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、4,351 万 8,100 株の株式を２億 3,499 万 7,740 円で取得させた。

⑤　当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（⑴の⑨及び⑩）を組込情報とする有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、1,811 万 2,200 株の株式を１億 4,670 万 8,820 円で取得させた。

⑥　当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（⑴の⑨及び⑩）を組込情報とする有価証券届出書（新株予約権証券）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、4,125 個の新株予約権証券を３億 8,964 万 7,500 円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。

⑦　当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（⑴の⑨及び⑩）を組込情報とする有価証券届出書（ストックオプション）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、37 万 5,000 個の新株予約権証券を３億 4,612 万 5,000 円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。

⑧　当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（⑴の⑨及び⑫）を

組込情報とする有価証券届出書（株式）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、2,493 万 4,700 株の株式を３億 8,150 万 910 円で取得させた。

⑨　当社は、重要な事項につき虚偽の記載のある継続開示書類（⑴の⑨及び⑫）を組込情報とする有価証券届出書（新株予約権証券）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、11 万 3,000 個の新株予約権証券を 17 億 4,618 万 9,000 円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。

同社が行った上記①から⑨の行為は、法第 172 条の２第１項第１号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

５　課徴金額

３億５，３２９万円

（継続開示書類　計 3,000 万円、発行開示書類　計３億 2,329 万円）

Ⅳ　開示書類の不提出に関する個別事例

【事例 17】発行開示書類（有価証券届出書）の不提出

１　本事例の特色

本件は、社債券の発行者が、発行価額の総額が１億円以上となる社債券の発行について、50 名以上の者に対し取得の申込みの勧誘を行ったが、当該取得勧誘は「有価証券の募集」には該当しないとして、募集の届出を行わなかったものである。（平成 23 年度勧告）

※　50 名以上の者を相手方として、新たに発行される株券や社債券の取得の申込みの勧誘を行うことは「有価証券の募集」に該当する（法第２条第３項、施行令第１条の５）。

※　「有価証券の募集」は、その有価証券の発行価額の総額が１億円以上となるときは、原則として、発行者が内閣総理大臣に届出を行わなければならない（法第４条第１項）。

２　発行者である会社

発行者①　金の採掘などを事業目的としている非上場企業

発行者②　発行者①が吸収合併した非上場企業

３　事案の概要

⑴　発行者①の代表者は、会社の設立に当たり、利率を細かく変えた社債券を何回も発行すれば、有価証券の募集には当たらない「少人数私募」として、募集の届出をせずとも事業資金を調達できると考え、継続的に社債券を発行することを決めた。

※　「少人数私募」とは、以下３つの要件を満たす場合をいう。

（ⅰ）多数の者（適格機関投資家を除く 50 名以上で、それらが特定投資家のみではない場合）を相手方として勧誘を行う場合として政令で定める場合（法施行令第１条の４）以外で、適格機関投資家向け勧誘、特定投資家向け勧誘のどちらにも該当せず、

（ⅱ）多数の者に譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合で、

（ⅲ）過去６か月以内に行われた同種の有価証券の少人数私募と、新たに行う取得勧誘の人数の合計が 50 名以上とならない場合

⑵　発行者①が作成した社債券の募集要項には、４種類（１年・２年・３年・５年）の社債償還期間と、利率の幅（年利６％～12.50%）が記載されていたが、勧誘対象となる社債券の具体的な回号（債券発行回数の通し番号）、利率、その他の発行

条件は記載されていなかった。

⑶　発行者①は、募集要項や社債申込書等からなる勧誘資料を作成し、不特定多数の者へ電話勧誘を行い、応諾した者延べ 10 万名弱に対して勧誘資料を送付し、取得勧誘を行っていた。

⑷　発行者①は、取得勧誘を受けて社債券の取得を希望した者から、希望する償還期間と申込金額を記入した社債申込書を受領し、さらに応募額の払込みを受けた後に、具体的な回号、利率、償還期日等の発行条件を決定し、払込みがあった月の末日を払込期日に設定し、社債券を発行した。

⑸　発行者①は、発行される社債券の回号ごとの取得者数が 49 名以下となるよう、各回号当たりの社債券の発行数を 49 枚以下に調整し、また、回号ごとに利率を 0.001%単位で小刻みに変えた。発行者①は、当該取得勧誘は「有価証券の募集」には当たらず、届出を必要としない「少人数私募」であるとして、有価証券届出書を提出しなかった。

⑹　しかし、発行者①は、勧誘時点では社債券の回号を具体的に決定しておらず、実態は償還期間の違う４種類の社債券について同時並行して取得勧誘をしていたものであり、加えて勧誘の際、勧誘人数を 49 名以下に抑えるためのルールを制定せず、不特定多数の者に対して勧誘を行っていた。

⑺　また、発行者①の代表者は、発行者②の資金調達及び資金運用に関わっており、発行者②においても、発行者①と同様の資金調達方法及び社債券の勧誘方針を採用していた。

４　違反行為の該当性

⑴　取得勧誘について

発行者①及び②（以下、発行者という。）は、４種類の社債償還期間とおおまかな利率の幅は記載されているが回号や利率などの具体的な発行条件は示されていない勧誘資料によって、社債券の取得勧誘を行った。

このため、発行者が行った取得勧誘の実態は、回号ごとに行われたものではなく、償還期間の違う４種類の社債券に係る勧誘を同時に並行して行っていたものであった。そして、発行者は各月末を払込期日として設定の上社債券を発行していたことから、各月末日の払込期日別に４種類の償還期間の社債券の取得勧誘を行っていたものである。

⑵　勧誘人数について

毎月末に設定された払込期日の大部分において、発行者が取得勧誘を行った４種類の社債券について合わせて 50 名以上の者が申込みを行っていたことから、４種類の社債券ごとに 50 名以上の者に対して取得勧誘が行われていたことになる。このことから、発行者が行った取得勧誘の大部分は「有価証券の募集」に該当する。

⑶　有価証券届出書の提出義務について

発行者が払込期日ごとに行った４種類の社債券についての取得勧誘のうち、その発行価額の総額が１億円以上であるものについては、募集の届出が必要であった。

また、発行価額が１億円未満の有価証券の募集であっても、過去１年以内に募集により発行された同一の種類の有価証券の発行価額と合算すると発行価額が１億円以上となる有価証券の募集（企業開示府令第２条第４項第２号）や、発行価額が１億円以上の有価証券の募集と並行して行われる同一の有価証券の募集（企業開示府令第２条第４項第５号）については届出が必要であることから、発行者によるその他の取得勧誘についてもその大部分につき、募集の届出が必要であった。

５　法令違反の事実関係

発行者が行った各社債券に係る取得勧誘は、その大部分が有価証券の募集に該当し、募集を行うためには法第４条第１項に定める届出をしていなければならなかったが、発行者はいずれの募集においても届出をしていなかった。

６　課徴金額

１億９，４４１万円

課徴金額の算定

（法第 172 条第１項第１号）

発行者①　　1 億 7,559 万円

発行者②　　1,882 万円

※　発行者②は発行者①との合併により消滅しているため、法第 176 条第４項の規定により、発行者②がした行為は、合併後存続した法人である発行者①がした行為とみなされることになり、発行者②に対する課徴金は、発行者①に対して課されることになる。

【事例 18】継続開示書類（有価証券報告書等）の不提出

1　本事例の特色

本件は、当社が、法定期限までに有価証券報告書及び四半期報告書の提出を行わなかったものである。（平成 22 年度勧告）

※　有価証券報告書の提出義務を負う発行者は、有価証券報告書を原則として事業年度経過後３か月以内に内閣総理大臣に提出しなければならない(法第 24 条第１項)。

※　有価証券報告書の提出義務を負う発行者のうち、四半期報告書の提出義務を負う者は、四半期報告書を原則として四半期期間経過後 45 日以内に内閣総理大臣に提出しなければならない（法第 24 条の４の７第１項)。

2　発行者である会社

不動産業、東証一部上場（「有価証券報告書又は四半期報告書の提出遅延」によって同取引所の上場廃止基準に抵触し上場廃止）

3　事案の概要

⑴　当社は、当局による法第 26 条「届出者に対する報告の徴取及び検査」に基づく検査を受けた。検査の結果、当社が行った債務保証及び保証類似行為に係る主債務者の財政状態の悪化が認められたため、当局は当社に対し、この債務保証及び保証類似行為に対する損失引当金の計上を反映させた連結財務諸表を作成し、これを記載した第３四半期報告書及び有価証券報告書を、法定期限内に財務局長に提出するよう慫慂した。

⑵　当社は、当局の指摘に対し、上記損失引当金の計上の必要性を認めたが、監査法人が辞任したこと、新たな監査人を選任するための資金的余裕がないことなどを理由に、有価証券報告書等を提出しなかった。

当社の主張は上記のとおりであったが、実際は、当社が簿外で債務を保証して調達した、100 億円を超える資金が、当社の取締役が実質的に支配している資産管理会社等へ流出していた事実が明るみに出ることを恐れ、監査に必要な説明を行わず、監査手続を続けることを困難にすることにより、監査法人を辞任に追い込み、資金不足を理由に新たな監査人を選任しなかった。

その後、当社は、第３四半期報告書及び有価証券報告書を提出しなかったことにより、東京証券取引所の上場廃止基準に抵触し上場廃止となった。

※　有価証券報告書等の提出義務を負う発行者は、提出する有価証券報告書等に含まれる財務諸表又は財務計算書類について、原則として、発行者と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人による監査証明を受けなければならない（法第 193 条の２第１項)。

4　法令違反の事実関係

⑴　有価証券報告書の不提出

当社は、有価証券報告書の提出義務があるにもかかわらず、第 X1 期有価証券報告書を、法第 24 条第１項に規定する期限まで（事業年度経過後３か月以内）に提出しなかった。

※　有価証券報告書の提出義務を負う発行者（法第 24 条第１項各号）

第１号	金融商品取引所に上場されている有価証券の発行者 （特定上場有価証券を除く。）
第２号	認可金融商品取引業協会に店頭登録されている有価証券の発行者 （流通状況が特定上場有価証券に準ずるものとして政令で定めるものを除く。）
第３号	第１号、第２号の発行者以外の者で、その募集又は売出しにつき有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出した有価証券の発行者 ※除外　①　報告書提出開始年度終了後５年を経過している場合で、かつ、当該事業年度の末日及び当該事業年度の開始の日前４年以内に開始した事業年度すべての末日における当該株式の所有者の数が政令で定めるところにより計算した数（300 名）に満たない場合であって、有価証券報告書を提出しなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令（企業開示府令第 15 条の３）で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合。 ②　有価証券報告書を提出しなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして政令（施行令第４条、企業開示府令第 16 条）で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合。
第４号	第１号、第２号、第３号の発行者以外の者で、当該事業年度又は事業年度開始の日前４年以内に開始した事業年度のいずれか末日において所有者が 1,000 名以上の有価証券の発行者 （株券、有価証券信託受益権証券で受託有価証券が株券であるもの及び外国預託証券で株券に係る権利を表示するものに限る。） ※除外　①　発行者の資本金の額が当該事業年度の末日において５億円未満である場合。 ②　当該事業年度の末日における当該有価証券の所有者の数が政令で定める数（300 名）に満たない場合。 ③　有価証券報告書を提出しなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして政令（施行令第４条、企業開示府令第 16 条）で定めるところにより内閣総理大臣の承認を受けた場合。

⑵　四半期報告書の不提出

当社は、四半期報告書の提出義務があるにもかかわらず、第 X1 期第３四半期報告書を、法第 24 条の４の７第１項に規定する期限まで（四半期期間経過後 45 日以内）に提出しなかった。

※　四半期報告書の提出義務を負う者（法第 24 条の４の７第１項）

法第 24 条第１項第１号及び第２号に該当する有価証券の発行者のうち、次に該当する有価証券の発行者（法施行令第４条の２の 10）

①　株券
②　優先出資証券
③　法第２条第 17 号に掲げる有価証券（外国又は外国の者が発行する有価証券）で、①又は②の性質を有するもの
④　有価証券信託受益証券で、受益有価証券が①～③に掲げる有価証券であるもの
⑤　法第２条第 20 号に掲げる有価証券（預託証券）で、①～③に掲げる権利を表示するもの

５　課徴金額

３，９９９万９，９９９円

課徴金額の内訳

①　第 X1 期第３四半期報告書　　1,333 万 3,333 円

②　第 X1 期有価証券報告書　　2,666 万 6,666 円

Ⅴ　開示検査の結果行われた自発的訂正

証券取引等監視委員会では、開示検査の結果、重要な事項についての虚偽記載等が認められなかった場合でも、有価証券報告書等の訂正が必要と認められた場合には、適正な開示を求める観点から自発的な訂正を促している。平成25年度において、自発的訂正が行われた事案及び開示検査の際に当局から指摘を行った事項の概要は以下のとおりである。

１　Ａ社（名証二部上場、業種：製造業（その他製品））

Ａ社は、海外に所在する当社子会社（Ｂ社）からＯＥＭ（発注元企業のブランドの製品を製造すること）供給を受けて低価格規格品を販売するために現地で設立されたＣ社について、Ａ社又はＢ社がＣ社の意思決定機関を支配しているか否かを適切に判断することなく、これを連結範囲から除外した。

しかしながら、Ｂ社の役員が実質的にＣ社の全株式を所有しており、また、Ｃ社は、Ｂ社とのＯＥＭ契約に基づく仕入品の販売事業に特化しているなど、Ｂ社に対する事業依存度が著しく大きかったことからすれば、Ａ社は、Ｃ社を連結の範囲に含めた上で、連結会社間取引に係る未実現利益を消去すべきものと認められたため、これに伴い必要となる有価証券報告書等の訂正を行うよう慫慂した。

２　Ｄ社（東証二部上場、業種：卸売業）

Ｄ社の事業部門は、大型のシステム開発プロジェクトに係る商談を有利に進めるため、取引先からの注文書発行前に先行作業を実施していたところ、失注後においても、当該失注情報を管理部門に伝達することなく、事業部門単独の判断で先行作業を継続し、発生した経費を仕掛品として計上していた。社内調査の結果、Ｄ社は、当該仕掛品の計上を不適正な会計処理と認め、発覚時点で一括して損失処理したが、失注後において発生した経費については、本来、全額発生時の費用として処理すべきものと認められたため、これに伴い必要となる有価証券報告書等の訂正を行うよう慫慂した。

Ⅵ　参考資料（課徴金制度について）

証券市場への参加者の裾野を広げ、個人投資家を含め、誰もが安心して参加できるものとしていくためには、証券市場の公正性・透明性を確保し、投資家の信頼が得られる市場を確立することが重要である。

このため、証券市場への信頼を害する違法行為に対して、行政として適切な対応を行う観点から、規制の実効性確保のための新たな手段として、平成 17 年４月から、行政上の措置として違反者に対して金銭的負担を課す課徴金制度が導入された。

１　金融商品取引法における課徴金制度の沿革

平成 16 年法律第 97 号により証券取引法が改正され、課徴金制度が導入された。課徴金制度の沿革は以下のとおりである。

⑴　平成 16 年法律第 97 号による証券取引法の改正より（平成 17 年４月１日から施行）

それまでの刑事罰に加え、課徴金制度が導入され、以下の行為が課徴金の対象となった。

「発行開示書類等の虚偽記載」
「風説の流布・偽計」
「現実売買による相場操縦」
「内部者取引（インサイダー取引）」

⑵　平成 17 年法律第 76 号による証券取引法の改正（平成 17 年 12 月１日から施行）

「継続開示書類の虚偽記載」が新たに課徴金の対象となった。

⑶　平成 18 年法律第 65 号による金融商品取引法への改組（平成 19 年９月 30 日から施行）

四半期報告制度が導入され、「継続開示書類の虚偽記載」の対象に四半期報告書が追加された。

⑷　平成 20 年法律第 65 号による金融商品取引法の改正（平成 20 年 12 月 12 日から施行）

「発行開示書類等の虚偽記載」及び「継続開示書類の虚偽記載」については、課徴金額の水準が引き上げられ、違反行為の対象には「重要な事項につき虚偽の記載がある場合」に加え「記載すべき重要な事項の記載が欠けている場合」が追加された。さらに、継続開示書類の虚偽記載については、「投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものとして内閣府令で定める事項を記載すべき臨時報告書を提出しない場合」が課徴金の対象となった。

「風説の流布・偽計」「現実売買による相場操縦」「内部者取引（インサイダー取引）」については、課徴金額の水準が引き上げられ、それぞれに金融商品取引業者等が顧客等の計算において取引をした場合の課徴金規定が追加された。

また、以下の行為が新たに課徴金の対象となった。

「発行開示書類の不提出等」
「継続開示書類の不提出」
「公開買付開始公告実施義務違反」
「公開買付開始公告の虚偽表示等」
「大量保有・変更報告書の不提出」
「大量保有・変更報告書の虚偽記載等」
「特定証券情報の不提供等」
「特定証券等情報の虚偽等」
「発行者等情報の虚偽等」
「仮装・馴合売買」
「違法な安定操作取引」

このほか、課徴金の減算措置（法第 185 条の７第 12 項）及び加算措置（法第 185 条の７第 13 項）が導入された。また、課徴金に係る審判手続開始決定の除斥期間が３年から５年に延長された（法第 178 条第３項から第 27 項）。

⑸　平成 24 年法律第 86 号による金融商品取引法の改正（平成 25 年９月６日から施行）

「虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為又は唆す行為」が新たに課徴金の対象となった。

２　課徴金額の算定方法等

開示規制違反等に対する課徴金額の算定方法等は以下のとおりである。

⑴　届出が受理されていないのに有価証券の募集等をした者等に対する課徴金（法第 172 条）

（課徴金の対象となる者）

①　届出を必要とする有価証券の募集等について、届出が受理されていないのに募集等をした者（第１項）

※　「募集等」とは募集、自己所有の有価証券の売出し、自己所有の有価証券の適格機関投資家取得有価証券一般勧誘又は自己所有の有価証券の特定投資家等取得有価証券一般勧誘をいう。

②　届出の効力が発生する前に募集又は売出しにより有価証券を取得させた発行者、または自己の所有する有価証券を売り付けた者（第２項）

③　目論見書を交付しないで売出しにより自己の所有する既に開示された有

価証券を売り付けた者（第３項）

④　発行登録追補書類の提出前に募集又は売出しにより有価証券を取得させ、または売り付けた者（第４項）

（課徴金額の算定方法）

募集・売出し総額×2.25%（有価証券が株券等の場合は4.5%）

当該有価証券が新株予約権証券の場合は、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。

⑵　虚偽記載のある発行開示書類を提出した発行者等に対する課徴金（法第172条の２）

（課徴金の対象となる者）

①　虚偽記載等のある発行開示書類を提出し、当該発行開示書類に基づく募集・売出しにより有価証券を取得させ、または売り付けた発行者（第１項）

※　「虚偽記載等」とは、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることをいう。以下において同じ。

②　虚偽記載等のある発行開示書類を提出した発行者の役員等であって、当該発行開示書類に虚偽記載等があることを知りながら、その提出に関与し、当該発行開示書類に基づく売出しにより当該役員等が所有する有価証券を売り付けた者（第２項）

※　「役員等」とは、当該発行者の役員、代理人、使用人その他の従業者をいう。以下において同じ。

③　虚偽記載等のある目論見書を使用した売出しにより自己の所有する既に開示された有価証券を売り付けた発行者（第４項）

④　虚偽記載等のある目論見書を使用した発行者の役員等であって、当該目論見書に虚偽の記載があることを知りながら、その作成に関与し、当該目論見書に係る売出しにより当該役員等が所有する有価証券を売り付けた者（第５項）

⑤　発行開示訂正書類を提出しなければならない場合において、発行開示訂正書類を提出しないで募集又は売出しにより有価証券を取得させ、または売り付けた発行者（第６項）

（課徴金額の算定方法）

募集・売出し総額×2.25%（有価証券が株券等の場合は4.5%）

当該有価証券が新株予約権証券の場合は、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。

⑶　有価証券報告書等を提出しない発行者に対する課徴金（法第 172 条の３）

（課徴金の対象となる者）

①　有価証券報告書の提出義務がありながら有価証券報告書を提出しない発行者（第１項）

②　四半期報告書又は半期報告書の提出義務がありながら四半期報告書又は半期報告書を提出しない発行者（第２項）

（課徴金額の算定方法）

①の課徴金額

提出すべきであった有価証券報告書に係る事業年度の直前事業年度における監査報酬額に相当する額。ただし、監査証明を受けるべき直前事業年度がない場合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める場合（課徴金府令第１条の２第１項）は、400 万円

②の課徴金額

提出すべきであった四半期報告書又は半期報告書に係る期間の属する事業年度等の直前事業年度等における監査報酬額の２分の１に相当する額。ただし、監査証明を受けるべき直前事業年度等がない場合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める場合（課徴金府令第１条の２第２項）は、200 万円

⑷　虚偽記載のある有価証券報告書等を提出した発行者等に対する課徴金（法第 172 条の４）

（課徴金の対象となる者）

①　虚偽記載等のある有価証券報告書等を提出した発行者（第１項）

※　「有価証券報告書等」とは、有価証券報告書及びその添付書類又はそれらの訂正報告書をいう。

②　虚偽記載等のある四半期・半期・臨時報告書等を提出した発行者（第２項）

※　「四半期・半期・臨時報告書等」とは、四半期報告書、半期報告書、臨時報告書又はそれらの訂正報告書をいう。

③　臨時報告書のうち、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものとして内閣府令で定める事項を記載すべきものを提出しない発行者（第３項）

（課徴金額の算定方法）

①の課徴金額

当該発行者が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額の 10 万分の６又は 600 万円のいずれか高い額。

※　「算定基準有価証券」とは、株券、優先出資法に規定する優先出資証券その他

これらに準ずるものとして政令で定める有価証券をいう。以下において同じ。

②及び③の課徴金額

①で算定した額の２分の１に相当する額。

⑸　公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をした者に対する課徴金（法第 172 条の５）

（課徴金の対象となる者）

①　公開買付けによって株券等の買付け等を行わなければならない場合において、公開買付開始公告を行わないで株券等の買付け等をした発行者以外の者

※　「株券等」とは、法第 27 条の２第１項に規定する株券等をいう。第 172 条の６において同じ。「買付け等」とは、法第 27 条の２第１項に規定する買付け等をいう。

②　公開買付けによって上場株券等の買付け等を行わなければならない場合において、公開買付開始公告を行わないで上場株券等の買付け等をした発行者

※　「上場株券等」とは、法第 24 条の６第１項に規定する上場株券等をいう。第 172 条の６において同じ。「買付け等」とは、法第 27 条の 22 の２第１項に規定する買付け等をいう。

（課徴金額の算定方法）

当該公開買付開始公告を行わないでした株券等（発行者による買付け等の場合には上場株券等）の買付け総額×25%

⑹　虚偽表示のある公開買付開始公告を行った者等に対する課徴金（法第 172 条の６）

（課徴金の対象となる者）

①　虚偽表示等のある公開買付開始公告等を行った者又は虚偽記載等のある公開買付届出書等を提出した者（第１項）

※　「虚偽表示等」とは、重要な事項につき虚偽の表示があり、又は記載すべき重要な事項の表示が欠けていることをいう。「公開買付開始公告等」とは、公開買付開始公告又は公開買付開始公告の内容を訂正する公告若しくは公表をいう。「公開買付届出書等」とは、公開買付届出書、その訂正届出書、対質問回答報告書又はその訂正報告書をいう。

②　公開買付訂正届出書等の提出義務がありながら、提出しない者（第２項）

※　「公開買付訂正届出書等」とは、公開買付届出書、訂正届出書、対質問回答報告書又は訂正報告書をいう。

（課徴金額の算定方法）

公開買付開始公告を行った日の前日における当該公開買付けに係る株券等（発行者による買付け等の場合には上場株券等）の最終の価格に、当該公開買付けにより買付け等をした数量を乗じて得た額×25%

⑺　大量保有・変更報告書を提出しない者に対する課徴金（法第 172 条の７）

（課徴金の対象となる者）

大量保有報告書等の提出義務がありながら大量保有報告書等を提出しない者

※　「大量保有報告書等」とは、大量保有報告書及び変更報告書をいう。以下において同じ。

（課徴金額の算定方法）

提出すべき大量保有報告書等に係る株券等の発行者が発行する株券又は外国の者の発行する証券若しくは証書で株券の性質を有するもの又は投資証券等の当該提出すべき大量保有報告書等の提出期限の翌日における最終の価格に、当該翌日における発行者の発行済株式総数又は発行済投資口総数を乗じた額×10 万分の１

⑻　虚偽記載のある大量保有・変更報告書等を提出した者に対する課徴金（法第 172 条の８）

（課徴金の対象となる者）

虚偽記載等のある大量保有報告書等を提出した者

（課徴金額の算定方法）

大量保有報告書等に係る株券等の発行者が発行する株券又は外国の者の発行する証券若しくは証書で株券の性質を有するもの又は投資証券等の当該大量保有報告書等の提出日の翌日における最終の価格に当該翌日における発行者の発行済株式総数又は発行済投資口総数を乗じた額×10 万分の１

⑼　特定証券情報の提供又は公表がされていないのに特定勧誘等をした者に対する課徴金（法第 172 条の９）

（課徴金の対象となる者）

有価証券の発行者が特定証券情報を提供又は公表していないのに特定勧誘等をした者

※　「特定勧誘等」とは、法第 27 条の 31 に規定する特定取得勧誘及び特定売付け勧誘等をいう。以下において同じ。特定売付け勧誘等をした者については、自己の所

有する有価証券に関して特定売付け勧誘をした者に限る。

（課徴金額の算定方法）

特定勧誘等により取得等させた有価証券の発行価額の総額×2.25%（有価証券が株券等の場合は4.5%）

当該有価証券が新株予約権証券の場合は、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。

⑽　虚偽のある特定証券等情報の提供又は公表をした発行者等に対する課徴金（法第172条の10）

（課徴金の対象となる者）

①　虚偽等のある特定証券等情報を提供等し、当該虚偽等のある特定証券等情報に係る特定勧誘等より有価証券等を取得等させた発行者（第１項）

※　「虚偽等」とは、重要な事項につき虚偽の情報があり、又は提供し、若しくは公表すべき重要な事項に関する情報が欠けているものをいう。以下において同じ。「提供等」とは、提供又は公表をいう。以下において同じ。

②　虚偽等のある特定証券等情報を提供等した発行者の役員等であって、虚偽等があることを知りながら当該特定証券等の提供等に関与し、当該虚偽等のある特定証券等情報に係る特定売付け勧誘等によって自己が所有する有価証券を売り付けた者（第２項）

（課徴金額の算定方法）

特定勧誘等によって取得等させた有価証券の発行価額の総額×2.25%（有価証券が株券等の場合は4.5%）

当該有価証券が新株予約権証券の場合は、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。

⑾　虚偽のある発行者等情報の提供又は公表をした発行者に対する課徴金（法第172条の11）

（課徴金の対象となる者）

虚偽等のある発行者等情報を提供等した発行者

（課徴金額の算定方法）

当該発行者が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額の10万分の６又は600万円のいずれか高い額

⑿　虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為又は唆す行為をした者に対する課徴金（法第 172 条の 12）

（課徴金の対象となる者）

虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為又は唆す行為（以下「特定関与行為をした者

（課徴金額の算定方法）

特定関与行為を行った者に対し、手数料、報酬その他の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額に相当する額

上記⑴から⑿によって算定された課徴金額が１万円未満であるときは、課徴金の納付を命ずることができない。（法第 176 条第１項）

算定された課徴金額に１万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。（法第 176 条第２項）

課徴金の対象となる者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときは、これらの者がした行為は、合併後存続し、又は合併により設立された法人がした行為とみなす。（法第 176 条第４項）

課徴金の納付命令の決定をしなければならない場合において、法第 185 条の７第２項から第 11 項に定める課徴金額の調整が行われる。このうち、同一の記載対象事業年度において、複数の継続開示書類に虚偽記載等があり、それらに関して課徴金納付命令の決定をしなければならない場合（第６項）について例示する。

虚偽記載のあった開示書類について、それぞれ算定した課徴金額を合計し、以下の①②の額と比較する。

①　有価証券報告書等に係るものについて算定した金額のうち最も高い額

②　半期・四半期・臨時報告書等に係るものについて算定した金額に２を乗じた額のうち最も高い額

①②のいずれか高い額を超える場合は、当該高い額を個別に算定した額に応じて按分する。

３　課徴金の減算措置

自主的なコンプライアンス体制の構築の促進及び再発防止の観点から、課徴金の対象となる違反行為のうち、

①　発行開示書類の虚偽記載等（第 172 条の２第１項）

②　継続開示書類の虚偽記載等（第 172 条の４第１項又は第２項）

③　大量保有・変更報告書の不提出（第 172 条の７）

④　特定証券等情報の虚偽等（第 172 条の 10 第１項）

⑤　発行者等情報の虚偽等（第 172 条の 11 第１項）

⑥　特定関与行為（第 172 条の 12 第１項）

⑦　法人による自己株式の取得に係る内部者取引（第 175 条第９項のうち、自己株

式の取得に係るもの）
について、証券取引等監視委員会又は金融庁若しくは各財務局・福岡財務支局・沖縄総合事務局による検査又は報告の徴取が開始される前に、証券取引等監視委員会に対し違反事実に関する報告を行った場合、直近の違反事実に係る課徴金の額が、金融商品取引法の規定に基づいて算出した額の半額に減軽される。（法第 185 条の７第 12 項）

課徴金の減額の報告に係る手続は、証券取引等監視委員会のウェブサイトを参照されたい。（URL：http://www.fsa.go.jp/sesc/kachoukin/tetuduki.htm）

４　課徴金の加算措置

過去５年以内に課徴金納付命令等を受けた者が、再度違反行為を繰り返した場合は、課せられる課徴金額が 1.5 倍となる。（法第 185 条の７第 13 項）